

平成29年第4回滝川市議会定例会（第9日目）

平成29年12月20日（水）

午前10時00分 開 議

午後 3時10分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○追加日程

日程第 3 議案第12号 平成29年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

議案第13号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第14号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

議案第15号 平成29年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 平成29年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第17号 平成29年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第18号 平成29年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 報告第 4号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 5 報告第 2号 監査報告について

報告第 3号 例月現金出納検査報告について

日程第 6 意見書案第1号 29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める要望意見書

日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1 番	三 上 裕 久 君	2 番	堀 重 雄 君
3 番	舘 内 孝 夫 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	山 本 正 信 君	6 番	安 樂 良 幸 君
7 番	本 間 保 昭 君	8 番	田 村 勇 君
9 番	井 上 正 雄 君	10 番	水 口 典 一 君
11 番	小 野 保 之 君	12 番	渡 邊 龍 之 君
13 番	木 下 八重子 君	14 番	山 口 清 悦 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	関 藤 龍 也 君	18 番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	田 湯 宏 昌 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
市 民 生 活 部 長	館 敏 弘 君	保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君
産 業 振 興 部 長	長 瀬 文 敬 君	産 業 振 興 部 次 長	南 均 君
建 設 部 長	高 瀬 慎 二 郎 君	建 設 部 次 長	山 崎 智 弘 君
市 立 病 院 事 務 部 長	椿 真 人 君	教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
教 育 部 指 導 参 事	栗 井 康 裕 君	監 査 事 務 局 長	加 藤 孝 昭 君
総 務 課 長	鎌 田 清 孝 君	企 画 課 長	深 村 栄 司 君
財 政 課 長	堀之内 孝 則 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君	書 記	菊 田 健 二 君
書 記	村 井 理 君	書 記	壽 永 美 和 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、17 名であります。

遅刻の申し出は館内議員であります。

これより本日の会議を開きます。

(何事か言う声あり)

○議長 長 今連携をとっていますので、事務局で。

(何事か言う声あり)

◎日程第 1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において山本議員、安樂議員を指名いたします。

◎日程第 2 一般質問

○議長 長 日程第 2、前日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は 8 名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位 9 番目の方の質問に入ります。

質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

小野議員の発言を許します。小野議員。

○小野議員 おはようございます。朝から何かちょっといろんなことがあったようですが、きょうは連日の大雪で、私も朝の 6 時からやっています。体のほうももういい、雪は要らないような状態になってきていますけれども、改めて質問させていただきます。会派みどりの小野でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。二、三日前、個人的なのですが、目の調子が悪い、右目がもうちょっとおかしくて、あちこち走るものですから、字がはっきり見えるかわかりませんので、おかしくなるときがあるかもしれませんけれども、ご容赦願います。

◎1、市長の基本姿勢

1、ワンストップ窓口について

まず、市長の基本姿勢ということで、ワンストップ窓口についての質問をさせていただきます。先般目的はゼロ歳から 18 歳までの子ども一貫教育について、会派の行政視察を行い、新潟県糸魚川市を訪問いたしました。JR で到着しましたホームでいきなり歓迎、北海道滝川市議会の皆様と電光掲示板により表示をされました。到着に合わせて向こうの気遣いだと思いますが、帰りには消されていましたけれども、非常にありがたかったです。それから、移動後庁舎において担当課長か

ら直接説明を受け、平成21年度に子ども一貫教育方針を策定し、校舎一体の小中一貫教育や中高一貫教育ではなく、ゼロ歳から18歳まで一貫した教育方針のもと、市民総ぐるみで子育てを行っている。また、平成22年度から庁内の機構改革で子育て教育に関する行政窓口を一本化し、こども教育課を教育委員会内に新設、その後子ども一貫教育基本計画の策定、見直し等を進め、現在に至っている。

そこで、滝川市の総合計画においては、未来へはばたく子供たちを育むまちづくりを唱えております。現行の組織では子育て世代に対する所管事務は子育て応援課や保健センターで担っております。糸魚川市においては、妊娠、出産、子育て、食の教育を一貫して取り組んでいるようです。ワンストップ窓口を推進するに当たり、他市の事案といえどこの事業は組織の見直しを含め一考を要するものと考えますが、市長の見解を伺います。

○議 長 小野議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 糸魚川市の教育委員会では、こども教育課やこども課を置いて子供の一貫教育のほか、保育所、児童手当、児童扶養手当、学童保育、予防接種や母子保健、乳幼児歯科、乳幼児の健診、妊娠の届け出などを所掌しております。滝川市でいいますと、教育委員会教育部の教育総務課に保健福祉部の子育て応援課と健康づくり課の母子保健部門を合体させたような組織になっております。参考になる事例とは考えますが、これを滝川市に当てはめますと施設、また人員配置などを考えると現在実施は難しいと考えております。

糸魚川市と同様に妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援をするため、子育て世代包括支援センターの設置に向けて準備を進めているところであり、一貫して取り組めるよう子育て応援課と健康づくり課母子保健部門を近づけて配置する形で設置したいと考えております。また、教育との連携につきましては、これまでも幼稚園、保育所の協力による就学前健診、小学校入学にかかわる引き継ぎ会や幼稚園、保育所、小学校連携推進研修会の実施、要保護児童、要支援児童に関する情報共有などに取り組んでおります。子育て世代包括支援センター開設後においてもこれらの連携をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○議 長 小野議員。

○小野議員 丁寧な答弁をいただきましたけれども、他市のことと言っている向こうの糸魚川のことも一生懸命やっているようなのですが、結果的には今聞きますと人事配置や何か、いろんなことを考えると難しいということとの答弁をいただきました。でも、やっぱりこれから先のことを考えると少子高齢化といいながら、子供たちは少なくなる中でもこういうことも率先してやるべきなことだと思いますけれども、この辺のあたり言葉で聞けましたけれども、市長の見解、どの辺の考え方を持っているか、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの小野議員のご質問でございますが、先ほど保健福祉部長の答えの中にも入っていたと思いますけれども、一考を要するものであるというのは間違いなことだと思っております。確かに子育て世代の支援センターを開設しておりますが、さらにそれをもっと連携をとるといのが離れていると難しいのではないかというふうに考えられるところはあろうかと思えます。今

後少子化の中においてやっぱり子育ては大変大切な問題でございますので、女性センターのことも今検討させていただいておりますが、それらを含めて子育て支援にとって何が一番肝要であるかということを考えながら今後の課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 では、そのとおり進めてくれるように希望いたしております。

◎2、防災対策

1、防災対策について

2つ目に行きます。防災対策についてお聞きいたします。ことは、道内でも大きな災害がなくって一応安堵はしているのですが、災害復旧のほうもおくればせながら進んでいるようです。先日総務省の消防庁ということで、ヘリコプターが飛べない悪天候にも災害現場を撮影できる防水性の高い小型無人飛行機ドローンを、この中では10と書いてあるのですが、これは20の間違いでございまして、20の政令市の消防本部へ配備すると報道がありました。札幌市など20市を拠点に全国で活用するようですが、あらゆる災害や事故などで収集した現場情報を迅速に把握、活用でき、初動においても速やかな対応、あるいは水害時の孤立や道路状況の判断が容易になると思います。滝川市としても今後導入を考えるべきだと思いますが、お考えを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ご質問にありました消防庁における災害時のドローンの取り組みについて確認しましたところ、政令指定都市にある緊急消防援助隊に対して悪天候でも撮影できるドローンを配備するため、今年度の国の補正予算案に盛り込む予定とのことでありました。今後は、新たに製造されるドローンの性能及び実績などの情報を収集した上で、本市の災害対応についての必要性や費用対効果についても見きわめてまいりたいというふうに考えております。

また、市内においてドローンを所有している事業者もあることから、その性能などについても災害時にどのような活動が可能なのか、関係者と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 市内にも保有している会社があるということだったのですが、来年度に滝川の中空知の職業訓練センター協会、あるいは恵庭の北海道のハイテクノロジーの専門学校でそれぞれ操縦訓練の関係の専攻科というような新設も取り組むようなのですが、これは一部のメーカーは免許が必要ということ、それはメーカーの勝手な言い分なのですけれども、国では免許が要らないのですよね。まして災害時については、使うというか、何か認可も必要なのですが、それも必要なくなるということなので、これから滝川の場合、民間もそうなのですが、農業とか、あと建設現場、あと観光、測量など幅広い分野での活用が需要が見込まれているのです。そういうことに対して置くので

なくて、結局災害時の対応ということはきちっとやっておけば人が近づけない危険な場所だとか、上空からの動画撮影が捜査や救助につながるといいますので、この辺も1つ早急に取り入れるべきではないかと。一般的なやつについては免許要らないけれども、大型って今農業散布だとか、例えばいろんなものを運搬するやつについては許可が要るということなのですが、そればかりでなくてこれからこういうことも必要だといっていますので、いろんなことをやるより操縦性がそんなに難しくないの、民間で企業や何かする人もいますので、その辺の連携を含めて改めてこれは真剣に考えるべきだと思いますが、近々入れるというような感覚、これから予算編成どうのこうのありますけれども、その辺の考えがあるかどうか、ちょっとお聞きます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ご質問の中にございました中空知地域職業訓練センター協会が今年度講習会を開催し、新年度に訓練項目を新たに導入するという情報は新聞報道も含めて把握をさせていただいているところでございます。また、ドローンの飛行許可等についても議員がおっしゃられたとおり、災害の情報収集については許可が必要だけれども、人命救助については許可が要らないとか、いろんな制限が確かにあります。そういった情報もこういった国の動き、あるいは市内の企業、あるいはセンター協会の動きなども注視しながら、市として今後どうしていくかということも判断していかなければならないというふうに考えております。ただ、現時点において近々購入するかどうかという部分につきましては、価格あるいは現在国のほうで進めようとしている政令都市のそういった実績、性能等も十分把握しながら判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 これについては、災害はいつ来るかわかりませんので、早急に提案事項としてひとつお考え願いたいと思います。

◎3、農業行政

1、滝川産米の販路拡大について

それで、3番目、農業行政に移ります。滝川産米の販路拡大についての質問をさせていただきます。この質問も会派の行政視察を行ってきたところからの意味で質問をさせていただきます。今回の会派行政視察の先は、京都市の株式会社京山という会社でございます。全国各地の米を秋の収穫と同時に吟味し、厳選された良質米のみを仕入れ、高精度の精米を通して京都市内を中心に販売をしています。とりわけこの会社は、量的にはまだまだの感があるのですが、JAたきかわを通して芦別産米を購入しています。実態として現にJAたきかわとの流通が進んでいることから、滝川市としてもJAたきかわとのバックアップ体制を整えて、JAたきかわと連携して滝川産米の販路拡大に努めていくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 滝川産米の販路拡大についてでございますが、これまで当市といたしましてもJAたきかわとともに国内外に向けた滝川産米の販路拡大に取り組んでおりまして、台湾への輸出

や大手商社との取引開始など成果を上げているところであり、本年産のＪＡたきかわの滝川産米についての販路は確保されていると認識しております。

米に関しましては、平成３０年産から行政による生産数量目標の配分停止などが控えているため、今後は米の需給バランスにより一層注視しつつ、引き続き商社等とのネットワークを活用するとともに、ＪＡたきかわとの連携を図りながら滝川産米の販路拡大に向け努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 この間新聞のほうで今度米が足りなくなるということで、自然的に米が今価格、一般消費米が１５パーセントぐらい値上がりしています。報道で５，０００トン増産ということでありましたが、北海道の場合はそれも増産しても結果的にはそれが全部そのまま対応できるかという問題があるのですが、いろんな行政の中で農業というのは基幹産業なので、一番重視すべき問題だと思うのですが、このまま言っても結果的には、この間行くとこの会社は資本金３億円で、年商１００億円ぐらいやっている会社なのです。いろんなことを流通すると、この部長さんのお話聞くと力を入れてやりますということのお話をいただいたので、これからまだ滝川のほうについてもいろんなことをＪＡのほうと協力しながら、販路拡大というものはもう一般的なことなので、今富裕層に対しての米が一般的によく売られているようなのですけれども、その辺の考え方、まだまだ真剣にやっていく必要があると思うのですが、新しい素案とか何か持っていればその辺をちょっとお聞きしたいのですが。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 今新しい云々ということでしたが、現在先ほどの京山という会社には芦別産が販売されているということでございますが、滝川産もわずかでございますが、入っております。５１トンほど２８年度の実績としては入っております。ほかに台湾などにも、２９年度は１０トンちょっとですが、入っております。ただ、現在ＪＡたきかわに対する集荷率というか、６割弱ぐらいの率になってございます。その中で系統、ホクレン系統に９０パーセントくらい行く。残りが大手商社ですとか、北海道農産物集荷協同組合の加盟の会社などに流れているという状況になってございます。手を広げてどんどん売っていきたいのは、我々もそうですし、ＪＡたきかわさんもそうなのですが、その辺を含めまして米の販売する量などを今ＪＡさんと協議をして、これからのことを考えていくという段階にございます。

以上です。

○議長 長 小野議員。

◎４、教育行政

１、パークゴルフ場について

○小野議員 それでは、４番目、教育行政、パークゴルフ場についてお聞きいたします。

水害によりおくれていたパークゴルフ場なのですが、７月にグランドオープンし、一番気にして

いた水害もなく、１０月いっぱいまでクローズになりました。本年度の経過状況、それから課題など総合してお聞きいたします。収支については、若干の概算をぐるっと見た感じで黒字とはとても思えませんが、これについては決算後にまた改めてお聞きしたいと思います。

まず、利用者の数からについてお聞きいたします。当初の推計から見ると、オープンがおくれた分を差し引きするとおおよそ推計どおりだったと思います。市内の利用者は、５月から６月が１日平均１５０人、７月から１０月が約９３人、ところが７月から１０月の市外利用者は市内利用者の約倍になっているのです。この市内利用者が減った要因はどこにあるのか、それからシーズン券販売枚数の市内と市外分の数、またファミリー層や施設のレクリエーションやイベントなどの開催数、それと一部では被害があったようなのですが、車上荒らしなどの防犯対策はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 パークゴルフ場に関するご質問でございます。

利用者の推移というのは、今議員からご質問のあったとおりでございます。この中で市民の利用者数の変化の要因としましては、やはり７月を境に有料化になったということ、またあるいは他の施設に行くようになったということが大きな要因として考えられると思っております。

次に、２点目のシーズン券の販売枚数でございますけれども、市民が１１７枚、市外が２枚と合計の１１９枚となっております。

ファミリー層の利用という点につきましては、小学生以下の利用者数で申し上げますけれども、市民が３２人、市外が１５人、計４７人というふうになってございます。

それから、施設のレクリエーション、これは福祉施設関連かなと思っておりますけれども、この施設のレクリエーション利用は統計としては特にありませんでした。

イベントとしましては、ミズノカップクラブ選手権を９月に開催したほか、市が主体となって３つの大会を開催いたしました。また、特徴的なイベントとしましては、民間グループが主催をしました婚活イベント、こういうものが開催されております。その他各団体、職場ですとか、そういった大会等が行われておりまして、大いに活用されたというふうに評価をしているところでございます。

最後に、車上荒らしの関係ですけれども、これは前回の議会でもご質問いただいておりますけれども、基本的には利用者の方々の自己管理をお願いしたいということでもありますけれども、その上で警察とも協議をしまして、駐車場敷地内に車上荒らしに対する注意喚起の看板を設置しました。そのほか草木の伐採など、これらをやりまして視認性を確保したということで、死角を生じないように努力に努めたところでございます。

なお、件数につきましては、前回の議会で申し上げました２件というような件数になってございます。

以上です。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 今数字を答弁いただきましたけれども、一番最初利用者の推計ということで前もって

あれしたのですが、総数が2万5,000ということだったのですが、29年度の利用者数の総数という、大体見ていたのは3万人で見ていたのですよね。それが大体2万5,000ということで、ただ全体的な数字で見るとファミリー層だとか、あるいは施設のレクリエーションの数がもうかなり当初よりかがくっと減っていると。市だとか、主催者の婚活のイベントだとか、今いろんなことを聞いて、その数についても大体人数から見ると減っているということは、これはちょっと総体的にまた後で決算の数字が出てくると思うのですが、恐らくそういう関係も全部移ってくると思うのです。ただ、一般の利用していく中でシーズン券を買っている人が7月に減ってきたという要因は、逆に言うと暑い時期はシーズン券を持っている人は朝早く行って昼からはもう行かないのです。1回しか行かない。市外の方は、いろんな大会があるから改めて来るといような感じになっていて、その辺の対策が1つちょっと無駄になったのではないかなという感じもするのです。

総体的な利用がどこに何が問題になったかというのは、逆に言うと滝川の場合は、私はすごく好きなコースなのですが、今まで西公園とか、ああいうところを使った人たちは割と高齢になってきていて、距離的に長いものですから、1回行くともう次の回から行かなくなる。毎日行った人が今度1日置きか、要するに2日置きくらいになって行けなくなる。あるいは、自転車で行ったやつが前にもお話ししたのですが、車で行くと15分、ゆっくり行って20分かかるのです、私のうちから行くのに。それで、あれしていてもかかってくるというのは、じいちゃん、ばあちゃんで行くと恐らく行くのには大変だろうと。あるいは、相乗りしていくような状況になってきていますので、これいろんな方策考えていかないと、恐らくこの推計でいくと推計的には来年も同じような数字で予定はしているので、このままでいくともう高齢化になってきているので、これは個別に言いますけれども、うちの町内会でもあった50人規模のクラブはやめたと。もうやる人がいないということで、だんだんこういうあれもふえてくると思うのですが、これから何か新しい営業の方策と、こういうふうにしたいといような方策があればちょっとお聞きしたいです。

○議長 教育部長。

○教育部長 今ご質問にありましたとおり、利用者、当初3万人程度見込んでいたということであり、今後どうするのだということでございますけれども、今定例会でもご提案申し上げましたけれども、減になった要因としまして、特に近隣、新十津川、砂川というところの利用者数が大幅に減っているということ、それから先ほどもありました市内の利用者が減ったということですから、少なくとも1回は利用していただいたというところはあると思いますので、潜在的な利用者はあるだろうという前提のもとで、さらにそういった方の取り込みを図るために回数券というものを来年度から設置することで今回条例改正をご提案させていただいたところです。

それから、足の問題もありますけれども、今ふれ愛の里線走っておりますけれども、そこからパークゴルフ場までふれ愛のバスで送迎ということも行っておりますけれども、残念ながらPR不足というのもあったのかもしれないけれども、そういうところの利用はなかなかなかったということであり、引き続き今ご質問いただいたような点をどうやって解決していくかということを考えて、特に子供たちの利用ですとか、そういうところをまだまだ広げていかなければいけないと。ですから、ここ二、三年のところはコース周知、市外も含めてですけれども、その辺のPR

をどんどん図っていったって、まず知名度を上げるということも必要だというふうに考えています。

○小野議員 終わります。

○議長 以上をもちまして小野議員の質問を終了いたします。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 会派清新の柴田でございます。議長のお許しをいただきましたので、以下通告に従い一般質問を行いたいと思います。

◎ 1、建設行政

1、除排雪体制の維持について

初めに、建設行政でございます。除排雪体制の維持についてお伺いするわけでありますが、昨日三上議員の除雪オペレーターという表現を使つての確保対策という質問がございましたが、私は今もう12月中過ぎでございますが、例年にない降雪に見舞われているということで除排雪体制ということで質問をするということにいたしましたけれども、実はこれは建設行政全般にかかわる部分であります。冬場は除雪作業員であります、夏場は実は道路の維持の作業員が冬には除雪作業員になるという前提での質問になっておりますので、改めてそういう立場で質問をさせていただくということをお許しいただきたいと思います。

昨今道内の建設土木作業員の有効求人倍率は3.86倍、全職種平均の1.16倍に比べ4倍近い高水準となっております。作業員の数絶対数が足りないという状況が続いております。今後の本市の除雪体制の維持に極めて重い課題が横たわっている状況にあると考えております。一方で、作業員の高齢化も指摘され、若手の作業員の確保も喫緊の課題でございます。5年、10年先の本市の除雪体制が維持できるか、不安が広がっているのが現状であります。市としてこの問題に対する現状のご認識と今後の課題と対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長 長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。建設部次長。

○建設部次長 ご質問にお答えさせていただきます。

本市におきましても道内他の自治体と同様に除雪従事者の高齢化、若手従事者の確保、若手オペレーターへの技術継承は課題と認識しております。将来にわたる持続可能な除雪体制の維持と確保のため、問題解決に向けた検討は必要と考えております。将来の除排雪の担い手となる若手従事者の確保については、募集をしてもなかなか雇用につながるのが難しい状況です。

そのような状況の中、本市では人材確保を含めた除雪体制維持を目的とし、平成11年度に除雪事業の契約方法を見直いたしました。従前市内を41の区域に分割した小工区分けとし、工区ごとに業者と契約しておりましたが、平成12年度からは市内を3地区の大きな工区で発注するゾーン型除雪としております。その結果、工区が大きくなることにより、各地域の車道除雪、歩道除雪の連携がとりやすいほか、機械、人材、予算が限られる中でも効果的、効率的な雪対策を実施することが可能となっております。また、除雪業務の受注者である組合は複数社で構成されておりますこともあり、仮に冬期間に1業者が不況により経営が悪化してもほかの業者にて補えるなどのメリットがあります。さらに、夏の道路維持業務についても除雪業務を受注している業者と重複してい

ることから、除排雪従事者が冬期間のみの期間雇用ではなく、年間を通した仕事の確保が可能となり、加えて建設機械操作技術の修練にも役立っているものと考えております。

これらの取り組みのもとに除雪業者間の連携がさらに図られることにより、さらなる効率的な除雪体制の確立や若手従事者の確保、そして技術の伝承につながっていくものと考えております。昨日三上議員のご質問にもお答えいたしました取り組みも含めまして、発注者、受注者の双方が共通の課題と認識し、しっかり取り組んでいくことが現在、そしてこれからの除雪体制の維持と冬期間の安心、安全な道路交通確保につながっていくものと考えております。

以上です。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 手本となる答弁だったと思うのですが、今の答弁の中でも夏場の道路維持、冬場の除雪、これは通年を通しての作業であるから、やはり雇用に対しても非常に有効である、このような考えを示されたと思います。

私がなぜこの質問をしたかと申しますと、やはり道路維持、除雪、この2つの問題は実は延長線上でしっかりと結びついているものであるという認識があるからなのです。現在やっぱり滝川市は、長寿命化という一つの方向性でそれぞれ課題を持って行政運営をされている。建設行政も実は同様なのだと私は認識しております。今区画整理もやっておりますけれども、新しい道路の建設というのは、これからの時代、やっぱり少子高齢化の時代でありますので、非常にこれは難しい問題であると。しかしながら、現在ある道路あるいはその他附属される設備、施設、こういったものをしっかり維持していくためには、どうしてもやはり建設土木の作業員の確保とともに、実は滝川市の体制を整えることも必要なのではないのかなと思っているのです。

今回の定例会でも防災の問題も出てきました。去年は、非常に大雨による被害もあった。このような状況の中では、やはり災害や事故を未然に防止していく、こういう考え方で道路行政、そして除排雪の行政を進めていかなければいけないと私は思っております。そういった意味では、実は滝川市の体制が不足しているのではないかなと私は思っているのです。現在の土木の体制の問題等々も含めて、これは作業員の確保とともに5年、10年後に向けてしっかり考えていかなければいけない課題であると私は思っております。確かに組合をつくり、各業者がしっかりとタッグを組んでこれから進んでいくのだという考え方はわかるのですが、一方で行政の側もそういった災害を未然に防止していくためにやらなければいけないことがたくさんあるのです。そういったことで、実はそういう委託を昔はセンターでやっていたものが今は完全に民間に発注をしているのですけれども、行政側でやはりそれを指導、監視、そして助言していく体制を整え、市民の声にその体制を維持しながら応えていく、このようなことがこれから道路維持あるいは長寿命化をしっかり果たしていく上では重要だと私は思うのです。例えば大雨で流雪溝の一部が故障したとか、そういったことは実は予見できることだったのではないのかなと、こういう市民の声もあるのです。それは、やはりどこかが不足していたり、どこかが足りなかったりするから、実は予見も防止もできなかったのではないかと。ちょっと厳しい言い方かもしれませんが。そういった意味では、今の除雪作業員の人材確保のための答弁についてはしっかり私は受けとめますけれども、一方で行政側の体制について現

状で不足しているところはないのか、そういったことをもう一度答弁をいただきたいなと思います。

○議長 建設部次長。

○建設部次長 除雪を含む維持管理につきましては、従前直営事業というのがございまして、そちらのほうで実施をしておりました。民間の技術向上ということもありまして、平成16年度より完全民間委託ということで実施をしております。そのような経過もございまして、直営があったときと比べまして職員の数も随分減っており、現体制に至っている、そういった状況でございます。

除雪業務あるいはそれを含む維持管理業務につきましては、民間に委託をするということで実施をしております。しかしながら、市民の要望あるいはご意見、また苦情といった対応につきましては維持担当のみの職員では足りていない部分がございまして、職員全体で、全員で親切な対応ができるように心がけ、取り組んでいるところでございます。しかしながら、除雪以外の業務、先ほどありました災害関係の対応も含めて考えていきますと、やはり技術の継承という点につきましては非常に危惧するところでございます。我々公務員におきましても技術職員の確保については民間同様なかなか募集をしても応募がない、そういった状況が今の状況でございます。そのような状況ではありますけれども、何とか新人技術職員を採用して将来につなげていかなければならない、そういった思いはありまして、現在努力しているところでございます。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 さて、ここで副市長に聞きたいのですが、やはり現場も危機感を抱いているわけです。私は、ちょっと言い過ぎたかもしれませんが。流雪溝がこれは気象による災害ではなくて、あるいは予見できていたのではないかと、本来は手が回るところに手が回っていないということもあるのではないかとことはご指摘しました。それで、防災という観点では、今防災危機については専門のセクションがあるけれども、実際災害が起きたときにはこれはやっぱり建設部、特に土木部門の職員が昼夜なく頑張っていかなければいけない現状にあるのです。災害が起きたときは全所を挙げて対応できるけれども、その前の予見できる段階での処置、これが私は今の滝川市に不足しているのではないかと今質問して、建設部からのご回答を得た。このことについていま一度副市長のお考えについて伺いたいと思います。

○議長 長 副市長。

○副市長 柴田議員におかれましては、建設部、行政の心配をしていただきましてありがとうございます。

ただ、職員も採用してもなかなか来ない状況ではございます。それは、うちだけでもなくて全道ほとんどのところは技術職が少ないという状況ではあります。ただ、先ほど言った災害が起きたら全市で取り組むというのは当たり前ですが、事前に雨が降ってきたらどういうところが危ないという、そういうところは技術職員としても行政職員としても当然知っていなければならない部分だと思います。そういう中では、今のところは建設部を中心にいろんな職員一体となって事前防止に取り組んでいくしかないというふうに考えています。ご心配されているところについては勉強して検討はしていきますけれども、今現状としてはそういう状況でございますので、ご理解いただ

きたいと思います。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 ううんと思いましたけれども、次に行きます。

実は11月、珍しく、珍しいというのか、例年になく早い降雪になったと。一方で、実は道路の
でこぼこを直す維持作業が行われていたのです。昼間道路のそういった維持作業を行っている作業
員の方が夜は実は除雪業務に携わる、多分そんな状況が幾日か続いたように私は見ておりました。
それで、次の質問に移るわけでありましてけれども、作業員の確保が喫緊の課題と申し上げましたが、
実は札幌市においても若手のオペレーターの確保に向けて補助金まで出して若手の作業員を確保し
ようとしたのです。ところが、深夜作業が延々と続く、こういった現状に若手作業員の方は早々と
やめていかれたと、このようなことが実は新聞紙上にぎわせました。これは、私は今後作業員の
確保をする上では非常に重要なことを示唆しているのではないかと思います。作業環
境の改善も実は重要な視点であると。深夜の作業が毎日のように続いているのです、現状。これが
ずっと続くと、やはり作業員の疲労も蓄積しますし、注意力も不足してくる。重大な事故が起きる
可能性だってある。このようなことを考えると、やはり作業の時間帯、本当に深夜作業をやらなけ
ればいけない、例えば降雪量、あるいは深夜作業に及ばなくてもいいような降雪量の目安、こうい
うものを新たに設定しながら、市民の理解を得ていく必要があるのではないかなと実は思ったわけ
であります。確かに道路の状況もあります。20センチ、30センチ降ったときに朝道路があいて
いなければ、通勤、通学に大きな影響を及ぼすということもあるのですが、そこを適切に踏まえな
がら深夜時間帯の除雪、これを朝の早い時間あるいは昼間に持ってこれないのか、そういったこと
をしっかりと検討しながら、ぜひ市民の理解を得てやっていかなければいけない時代に来ているの
ではないかなと私は思っております。このことについて建設部側のお考えをお聞きしたいと思いま
す。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 冬期間の除雪作業につきましては、作業の安全性と効率性を考え、現在夜間による
作業をすることが一般的でございます。ほかの自治体においても除雪オペレーターの確保に苦慮し
ていることから、一部では昼間の土木工事現場と夜間の除雪作業を兼務するなどの事例もあります
けれども、滝川市の除雪作業では原則除雪作業に専任することとしております。

市として除雪体制の維持に向けた取り組みとしまして、除雪作業には欠かせない除雪機械の確保
の面では汎用性の低い除雪車両について従来は民間会社で車両購入と更新が行われておりましたけ
れども、経営体力の弱体化の中で車両機械の購入、維持費に要するコスト縮減などが要因で更新が
進まない状況を踏まえた中で、民有車両から官貸車両への積極的かつ段階的な移行を進めておりま
す。また、除雪業務の契約につきましては、降雪量や出動回数に左右されない契約を設計しており
まして、少雪時においても冬期間に確保すべき人件費、機械損料が最低限保障される内容となって
おります。

その他除雪作業を取り巻く問題につきまして昨年度より空知管内自治体の除雪業務担当者が構成
する空知地方10市除雪担当者連絡会が開催されました。共通する課題の解決に向けた議論や意見
交換を初め、各自治体における固有の課題と解決に向けた取り組み事例等を報告し、今後の除雪業

務への参考となる取り組みについては滝川市においても検討することとしております。

提案にございました深夜作業の基準でございますけれども、通勤、通学時間帯等の道路交通網の確保が最重要であることから、今後も市民の理解を得ながら取り進めたいと考えております。また、実際に業務をしている業者さんの意見等も聞きながら対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 1点再質問したいのですが、空知管内のそういった連絡会ができたのだというご答弁が今ございました。将来的にそういった連絡会がこの空知地域あるいは中空知地域の除排雪、こういった問題をどういうふうな方向に持っていこうとされているのか、そのことについて再度伺いしておきたいと。あくまでも連絡なのか、あるいは勉強会なのか、そうではなくてそういった枠組みを使って将来この地域の除排雪業務をこういう方向に持っていこうではないかというところまでの機関なのかどうか、そのことについてちょっと確認をしたいと思います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 空知地方10市除雪担当者連絡会、昨年に発足した会議でございます。その中身としましては、先ほど言いましたようにそれぞれの除雪に関する担当の者がいろんな課題をその中で議論、意見交換をしながらよりよい除雪に向けて取り組んでいこうと、そういった会議でございます。まだ発足した、始まったばかりなものですから、そういったところから始まっていきながら、いろんな部分で改善等含めた検討もされていくかと思われます。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

◎2、教育行政

1、教育支援員の確保について

○柴田議員 次の質問に移ります。

教育行政についてお尋ねいたします。教育支援員の確保についてであります。市内の学校に配置されている教育支援員、小学校が4校、3分の2ということです。中学校2校、半分ということです。子供たちはもとより教員への負担軽減などに大きく寄与している教育支援員の制度、特別支援学級の児童数の増加が非常に大きい現状にあるということで、対応し切れていない状況が多く見られているという学校現場での報告も聞いております。教育支援員だけの問題で事足りるわけではありません。そのことはよく承知しておりますが、最低でも各学校に1名の配置が必要と考えますが、この学校現場の厳しい状況に対する教育委員会の考え方について伺いをしたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 教育支援員についてのご質問でございます。

特別支援学級に配置する支援員でございますけれども、本市では市内小中学校に開設された特別支援学級のうち自閉、情緒学級及び肢体不自由学級に在籍します児童生徒で学校生活上個別の支援

が必要と判断される場合、学校長からの申し出により教育委員会において特別支援学級支援員の配置を協議し、配置の可否を決定しているところでございます。

平成29年度におきましては、各小中学校における特別支援学級の児童生徒数、教員の配置体制、児童生徒の個別の状態を総合的に判断しまして、今ご質問にもありましたけれども、小学校で4校、中学校2校に支援員を配置しているところでございます。今ご質問にもありましたけれども、市内小中学校における特別支援学級入級者数というものは年々増加をしているということで、平成29年度におきましては小学校で41名、中学校で23名となっております。平成25年度と比較しますと小学校で12名、中学校で10名の増というような状況でもございます。また、特別支援学校、これは養護学校でございますけれども、そこへの入校を要すると判断される児童生徒についても保護者が市内の特別支援学級への入級を希望される事例が多くなっているというようなこともあります。学校生活上の支援及び安全確保の観点から、教員だけでは対応できないケースというものが過去に比べて増加傾向ということでもあります。このため特別支援学級の支援員の配置につきまして、学校現場からの要望は高まっているということでもあります。柴田議員からは、各校最低1名というお話もありましたけれども、教育委員会といたしましては児童生徒の学校生活上の安全確保と教員の負担軽減、これらを図るために在校児童の状態ですとか、教員の配置状況、特別支援学級の教員の配置状況、こういったものも勘案しながら必要に応じて配置をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 状況を見ながら判断したい。私は、各学校に1人配置したからそれで事足りるのだと言っているわけではないのです。やっぱり現状をしっかりと見ながら、例えばこの小学校には10名いる、こちらの小学校には2名いる、特別支援学級に。こっちの1名では10名見切れない、こっちの1名では2人は大丈夫だということで私は質問しているわけではないのです。実は少なくとも各学校1名配置できるぐらいの数でなければ、十分な特別支援学級への支援にならないのではないかとという意味での質問なのです。ですから、それは各地域、各学校でそういう特別支援学級の児童の数も多少変化があるのだと思うのですけれども、トータルとしてやっぱりその程度置いておかないと特別支援学級のしっかりとした支援にならないのだから、まずは最低限1名各学校に置くべきではないかという質問をした次第であります。そのことについてもう一回ご答弁いただきたいのともそもそも教育支援員、これは特別支援学級なのですからけれども、やっぱり教員の問題がこの後に来るのです。きょうは私はその質問はしませんけれども、そういう厳しい学校現場の状況を踏まえて、この教育支援員の問題について答弁してほしかったのですけれども、残念ながらよく実態を鑑みながら必要に応じてという答弁だったものですから再質問するわけです。もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 教育部長。

○教育部長 各学校に1人と。あるべき論としては私たちもわかります。学校現場は大変だというのはわかっております。それは、特別支援学級に限らず、一般学級でもさまざま大変だという場面

はあります。その中で今特別支援学級についてということでしたので、例えば生徒1名に教師が1名という場合もあります。その場合は、支援員、この力をかりずとも学級運営はできるというものもあります。ですから、やはり状態ですとか教員の配置状況、これを見ながらやらなければならない。その背景には何かというと、大変だから配置するというのは現場としてはわかります。けれども、そこには財源という問題もあります。では、それを教育行政の中で何を優先に考えるのだというところで行くと、やっぱり全体の中で考えなければいけないと。その中で教育支援員もあると。ですから、今特に特別支援学級については内部のことですけれども、財政担当にもよくご了解をいただきながら、認識を持っていただいておりますけれども、そこには必要な部分は予算をつけるということで、各学校に1名というものはあるべき論としてはわかりますけれども、現状はなかなかできないという状況ではあります。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 財源問題を出せばそのとおりなのですから、教育委員会だけの問題ではないです。滝川市としても障がいを持つ児童、あるいは障がい者に対する支援、これをこれから一生懸命やっていくのですよとこの議会でも答弁しているではないですか。その一方で、この部分は言っていることはわかるけれども、財源問題がそこに横たわっているのは柴田議員もよくご存じでしょうではないのです。滝川市として、これからそういう障がいを持つ子供たちの未来をしっかりと明るいものにしていきたいと思いますという、そういう決意を持って今議会に臨んでいるのです、皆さん。教育現場だけ違うわけではないですよ。だから、そこにやはり光明を見られるような答弁が必要だということで私は再答弁を求めたのです。わかっています、財源がないのですから。来年度から全校に1名ずつ配置する、そこまでの財源は難しいかもしれませんが、そうではなくてやはり努力をしていかなければならない。目標としては、やはり特別支援学級に対するしっかりとした支援と、そして学校現場に対するしっかりとした支援をこれからやっていくのだと。確かに財源問題はあるよと。しかし、やっていくよという、やっぱりそういう考え方を持っていただかないと私は納得できないので、教育長に答弁をお願いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 おっしゃることはよくわかります。先ほどの部長の答弁ですけれども、財源が主としての状況を見るということではありません。先ほど1対1の話もしましたが、財源もあるという言い方をさせていただいたのですけれども、それもまた実際大きな要因ではありますが、教育委員会としては特別支援学級というよりも特別支援学級相当の子供、要するに何らかの配慮をしなければいけない子供というのは特別支援学級だけではなく、普通学級にもレベルで行くと6パーセント程度はいらっしゃると言われております、うちがどこが何パーセントとは言いませんけれども。そういった子供を含めてどういったやり方で未来をつくっていくかということの中では、先ほど議員さんのお話にもありましたけれども、しっかりやるのだということは変わっていませんし、さらにそれは進めていきたいというふうに思っています。ですから、議員さんのおっしゃるレベル的には各学校1名というレベルは理解しますし、逆に我々としてはもし必要となれば各学校1名以上の要請も行っていく必要があるのではないかというふうに思います。そういった意味で現状、状況を

見ながら、学級というよりそういった子供たちの支援を今後とも考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○柴田議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

館内議員の発言を許します。館内議員。

○館内議員 議長のお許しをいただきましたので、質問順にのっとってさせていただきます。日本共産党の館内でございます。

◎ 1、市民行政

1、LGBT特にトランスジェンダー（性同一性障害）への市民に対する配慮について

市民行政のことについて、LGBT特にトランスジェンダー（性同一性障害）への市民に対する配慮についてお伺いをいたします。LGBTのTと呼ばれるのは、トランスジェンダーの略でございます。このトランスジェンダーの方の多くが生まれながらにして肉体の性と心の性に違和感を覚えて生活をしていると聞いております。体は男性で性自認は女性のことをMTF、またその逆はFTMと通称で呼ばれておりますが、LGBT人口の7.6パーセント中、この7.6パーセントの中に14パーセント存在すると言われております。これは、2017年の電通総研での調べでLGBT人口が7.6パーセントということでございます。本市の人口では3,100名中、うちトランスジェンダーの方は430名となりますが、本市にトランスジェンダーの方が400名以上いるかはふだんの生活では知ることができませんし、多くの市民が利用する市役所ではなかなか知ることとはできません。また、公表している方もなかなか地方では難しいという状況でございます。

多くの市民が利用する市役所での窓口に出される書類、申請書などについて、性別欄が記載されているものがありますが、トランスジェンダーの方が生まれながらに性別違和を抱えているので、その部分をためらい、記載をしないという声を聞いたことがございます。本市の公的文書の申請書の中に性別記入欄があるのかどうか、また何種類あるのかお伺いをいたします。

○議長 長 館内議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 滝川市の公的文書の申請書におきまして性別記入欄を設けているものが何種類あるのかというご質問でございますが、市全体でさまざまな分野にわたり数多くの申請等の事務を所掌しており、さらにはそれらが複数の所管に分散しているという状況にありますことから、それらに係る全ての申請書等のうち性別記入欄が含まれているものがどれだけあるかということについては正確に把握し切れていないというのが実情でございます。そのため、ここでは滝川市の例規集に登載されております規則、要綱等に規定しております申請書等の範囲から性別欄を備えておりますものを抽出した結果をもったの回答というふうになりますが、それによりますと120の申請書等の性別記入欄が含まれているということが確認をされたところでございます。

以上です。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 続いての質問に移らせていただきます。

市役所での提出書類の性別欄を不記載の場合、市民がこの部分に記載をしなかった場合、今まで窓口の対応はどのようにされていたかお伺いをいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ご質問にありましたようなケースにつきましては、特に性別欄に限ってということではございませんが、一般的な対応として申請書の記載欄について記載漏れがある場合については、その場で申請者に対して記載を促すことになるものと考えております。

なお、窓口を持つ担当課へのヒアリング結果からは、これまで性別欄の不記載で実際に問題が生じたケースは確認をされております。

以上です。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 続いての質問に移らせていただきます。

先進自治体の例を挙げますと、職員へのLGBT教育が進んでいます。大阪市ダイバーシティ推進室では、平成29年3月にLGBTなどの性的少数者に配慮した行政窓口での対応手引を作成をしまして、職員教育に使われております。本市としては、今後性的少数者、特にトランスジェンダーの方が窓口に来られた際の対応手引のようなマニュアル作成や職員教育を進める考えがあるのかお伺いをいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 現段階でのLGBTに関する当市の取り組みといたしましては、LGBTへの理解を深めるため、広報たきかわ12月号の特集記事の掲載や来年1月にはLGBT当事者による市民向けセミナーが開催されるという形で聞いておりますので、その後援団体の一つとして滝川市が位置づけて予定をしているところでございます。セミナーの開催等につきましては、庁議の場を通じて職員に周知を行う予定をしているところでございます。

職員へのLGBT教育に関する研修や窓口対応マニュアルの作成は現時点では行っておりません。LGBTについての知識が余りないというのが現状であり、まずは職員が正しい知識を持ち、しっかり理解することが重要であるというふうに考えております。そのためには、既に取り組みをしている自治体の事例や国の動向などを参考に正しい情報を収集してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 今各自治体では、LGBT教育のことについて関心が高いところでございますので、ぜひ職員の皆様に徹底していただきたいと思います。

◎2、公営住宅

1、公営住宅の設備について

続いての質問に移らせていただきます。公営住宅の設備についての質問をさせていただきます。本市の公営住宅につきましては、建築年度によって設計が違います。多層階の団地を比較してみますと、比較的新しい団地には灯油サーバーが設置されておりまして、また築年数が古い多層階の団地には設置が整っておりません。居住している市民は、それぞれの環境の中で対応していると思われます。灯油配送業者の中には、1階上がるごとにリッター3円を上乗せした灯油を購入しているとの話を聞いておりますし、住民は選択の余地がないものと思われます。3階以上にホースを持ち上げて給油する業者は、市内業者ではゼロとここに書きましたが、本市に本店を置く業者ではゼロということで受け取っていただければと思います。市外の業者は、本市に本店を置いていない業者と受け取っていただければと思いますが、市外業者が数件上げてくれますが、料金が割高になっております。一例を挙げますと150リッター以上の基本料金92円（税込み）と。1階当たり3円高くなるため、5階101円、4階98円、3階95円。中には余り予算をかけたくない住民がいることも事実でございまして、2階から5階の世帯の住民が今後5年後、10年後といつまでも自力で灯油を上げるにはそれなりの労力が必要と思われます。現在本市が示しております滝川市公営住宅長寿命化計画に期待をしたいと思いますが、平成30年から39年度の計画の中に灯油サーバーが設置されていない団地に対する設備工事などの計画は含まれているのかをお伺いをいたします。

○議長 建設部次長。

○建設部次長 現在の長寿命化計画では、既存設備の経年劣化対応を優先に給排水管改修を進めているところであり、継続して改修を計画しているところでございます。また、エレベーターの改修についても一定年数が経過していることもあり、実施する必要があると判断しており、さまざまな事業がある中で優先度を判断し、取り組んでいるところでございます。

オイルサーバー未設置団地につきましては、将来の団地のあり方を考慮した中で検討を進めていきたいと考えておりますけれども、既存計画において既に予定している事業がございしますので、現状の課題も踏まえて計画の見直しを現在進めている最中でございます。

以上です。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 次の質問に移りますが、以前新町団地は計画の中にオイルサーバーの設置の予定があったと聞いております。それがなぜなくなったのかということ、設置した場合1棟当たりの費用はどれぐらいかかるかお尋ねいたします。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 前計画の見直し段階におきましては、さまざまな計画がある中、団地の状況などを踏まえ、事業の優先度において進めてきた経過がございします。そのような中、新町団地におけるオイルサーバーの設置検討につきましても前回の計画見直し段階では計画に盛り込めなかった、そういった経緯がございします。今後におきましても先ほどの答弁と重なりますけれども、各団地の今後のあり方も踏まえ、現在の計画の見直しにおいて検討しているところでございます。

また、新町団地にオイルサーバーを設置した場合における改修費用でございしますけれども、オイルサーバーの改修実績はございません。ただ、概算での答えになりますけれども、新町団地1棟1

8戸の住棟に設置する場合、約450万円程度の改修費用がかかるのではないかなと想定をしているところでございます。

以上です。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 次の質問に移りますが、現在2階以上に高齢者や障がい者が居住している場合の優先的な引っ越しを進めることは考えられているのかお尋ねをいたします。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 公営住宅は、生活困窮者として特に住宅困窮者に対して住宅を提供してございます。既に公営住宅に入居されている方は、住宅困窮からは解消されていることから、基本的に公営住宅から公営住宅への引っ越しは認めておりません。しかしながら、年齢や身体的な問題、また世帯状況の変化等により入居期間の経過に伴って入居している住戸と生活環境が合わなくなる場合もございます。基本的に引っ越しが認められていない中ではありますけれども、当市では独自に住みかえ要件として一定の条件を設定し、現状の生活と住宅が合わなくなった課題を解消するため、環境を整備しております。

ご質問にありました階段室型の集合住宅にお住まいの一定条件の方につきましても住みかえ要件がございますので、随時対応してございます。ご相談いただければと思います。

以上です。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 次の質問に移りますが、4番目、エレベーター設置の団地につきましては台車でポリ容器を運び、1階玄関で給油をしていると聞いておりますが、階段の団地の場合、ポリ容器を運ぶために運搬補助などの考えがあるのかという質問をさせていただくのですが、以前ポリ容器が1人ではなかなか上げられないという住民の話を聞かせていただきまして、そこでシルバー人材さんをお願いをするとか、あとはポリ容器が重いので、ポリ容器を満タンにするのではなく、半分にして上げるといことも話を聞かせていただいております。そういう中で何かしらの運搬補助のこと、運搬補助が必要ではないかと思ったわけなのですが、そのような考え方があるかどうかお尋ねをいたします。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 所管する職員が灯油を各住戸に運搬する人的支援は現実的には困難であると考えております。また、灯油業者に対する行政支援につきましても現実的に運搬人員を行政として確保することは困難であると考えております。先ほど答弁いたしましたけれども、入居者が灯油設備についての問題が優先的な課題となっているのであれば先ほどの住みかえ要件を整備してございますので、まずは所管のほうにご相談いただきたいと思います。以上です。

以上です。

○議長 長 館内議員。

◎3、教育行政

1、LGBT当事者の児童生徒への対応について

○館内議員 続いての質問に移らせていただきます。

教育行政、LGBT当事者の児童生徒への対応について。9月の議会では、教育行政のことについてはこの部分は質問できなかったもので、今回質問させていただきます。性的マイノリティーの理解と周知を進めている性同一性障害の当事者の高校教諭の方とお話をさせていただく機会がございまして、この10年間ほどは札幌を中心として活動をしているLGBTの任意団体が当事者と向き合い、対話による関係性を構築させる活動をしておりましたが、その先生が言うところには、ここ一、二年の間に大都市圏以外の小学校、中学校、高等学校での児童や生徒が教師へみずからが性的マイノリティーであることを表明する事例が多くなってきたと話を聞いております。このような事例がふえてくる中、学習指導要領ではLGBTに関する記載がされていないと聞いております。学校内での児童生徒の気持ちを考えますと、親以外の一番身近な大人である教師は頼るべき存在と考えられます。しかし、教師がLGBTに関する認識がないためにふさわしくない指導をしてしまうことがないか、これは注視しなければならないと思います。現在本市では、LGBT当事者の児童生徒に対する指導について、教員が学ぶ機会があるのかお尋ねをいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 LGBTの児童生徒への対応についてですけれども、これから一層重視される教育的課題であるとの認識は持っているところでございます。特に性的マイノリティーであることによって当該児童生徒の人権が侵害されるようなことがあってはならないということでございます。現段階ですけれども、各学校ともLGBTであることの申し出があった場合、本人や保護者と相談しながら、可能な範囲で最大限教育的ニーズに対応することになっております。この教育的ニーズというのは、例えばトイレですとか更衣室、あるいはプール学習ですとか宿泊学習というところの特別な配慮ということでございます。しかし、教育現場ではLGBTの児童生徒への対応がクローズアップされてきたというのが割と最近のことであるということから、教職員のLGBTに対する認識というのはまだまだ十分ではないというふうには考えております。そうしたことも踏まえまして、こういった児童生徒の指導について各学校には道教委発行の教職員研修資料、こういったものを活用した校内研修の実施ですとか、外部機関がこういった研修の場面があるとすれば、そういったところに参加を促すというようなことを考えているところであります。

以上です。

○館内議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして館内議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。通告順に従いまして、一般質問を行います。

◎1、税務行政

1、税の相談について

まず、税務行政についてですが、税の相談についてということでお伺いいたします。滞納処分を

受けた本人がその方が落ちついて相談をしたい、自分の理解を正確にして相談したいと考えて、知人の同席を税務課管理職にお願いをいたしました。自分の個人情報を知られることについては、当然了解してのお願いです。これに対して税務課は、弁護士など法令で守秘義務違反をした場合に罰則があるような資格者以外の同席は認めないという趣旨の理由を述べ、同席を認めませんでした。これは、個人の基本的な人権等を侵す手続ではないでしょうか。

○議 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 滝川市の対応についてでございますが、個人情報を伴わない税の仕組みなど一般的な市税のお話だけであれば第三者に同席していただく場合もございます。滞納処分にかかわる相談等につきましては、たとえ相談者ご本人が第三者の同席をご希望されたといいたしましても認めてはいません。相談では、相談者の方に関するさまざまな個人情報をお聞きます。相談者の方が当初想定していた以上に詳しい内容にお話が及ぶこともございます。また、相談の中でご本人以外のことを確認させていただくこともあり、そのような情報を保護する必要もございます。このような理由から、滝川市においては第三者の方の同席をお断りしています。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次の質問に移りますが、同席者を弁護士等に限定することは国税、道税などの事務所でも行っているのか、一般的な手続か、滝川市独自の手続か伺います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 税務署におきましては、原則として第三者の同席は認めていないということでございます。また、北海道につきましてもそのような事例はないというふうにお伺いしました。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 全く事例がないというのは、非常に違和感を覚えます。私も実際その本人に頼まれて同席の上で税の相談をしたことが滝川税務署でもございます。滝川市役所でもございます。ですから、全くそういったことが過去なかったというのは、それはちょっと違うのではないのでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 お答えしますが、税務署と道についてお伺いしましたので、ただ全くないというところについてはやはり内容の問題だと思うのです。内容については、ご同席ということもおありかと思いますけれども、清水議員おっしゃっているそのような個人情報にかかわる相当深い話の中でご同席をされたということがあれば、それはあるのではないのかなというふうに思います。私ども確認したのは、原則として第三者の同席は認めていないということで税務署のお答えでございました。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、手続について、今のそういう原則第三者の同席を認めない、これについての法令上の根拠を伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 根拠法令ということでございました。まず、地方公務員法において一般職員の秘密を守る義務とその違反に関する罰則が規定されております。さらに、税に関する情報は納税者からの申告や報告に加えて税務調査の権限を行使して得られた秘密を含んでございまして、より手厚く保護されるべきものというふうになっています。このため、地方税法第22条においては、税務職員の秘密の漏えいに関して地方公務員法よりも重い罰を規定してございます。滝川市としては、地方税法の守秘義務は税務職員に対して課せられたものであり、たとえ相談者ご本人が情報の開示を許可したとしても、それをもって守秘義務が解除されることにはならないというふうに判断し、事務手続を行っているところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 地方税法では第22条ですね。地方公務員法では第34条。それぞれどういうふうに書いているかという、秘密とは他人に知られないことについて、つまり一般の場ではないわけです。個人の相談ですから、その相談者の秘密が他人に知られることがない。その相談者が同席する方については、個人情報全部言ってくれてもいいですよと言っているわけですから、これは第34条の秘密にも当たらないし、また地方公務員法による秘密を守る義務を侵すことにもならないというふうに考えますが、お考えを伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 答えします。

地方税法も地方公務員法も、これは税務職員に対する法律、要するに守秘義務の規定でございまして、大変申しわけないのですが、相談者がいて、税務職員が第三者がいるのにもかかわらずそういったやりとりをする、そういったことが問題であるというふうな観点でございます。守秘義務というのは私ども税務職員に課されているものでございまして、例えば知人の方がある程度法的に守秘義務を持つ資格をお持ちの方であれば法的には問題ないと思いますが、単なる知人ということになれば、私どもはどうしても同席は認めることはできないのかなというふうに考えています。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 2つお伺いしますが、今限定して家族等と言われましたけれども、これは民法上でいえばどの程度の家族を指して言われたのかと。2点目は、一般的に、まずは一般の前に同席をして税について相談をする場合、まず本人から税務課に対して言いたいことを伝えるという場合があります。例えば税務課職員がそれに対して一切の個人情報は述べないという前提のもとでのそういった同席は認めますか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ちょっと1番目の質問で確認をさせていただきたいのですが、親族の話は私は先ほどの答弁でしましたでしょうか。言いましたか。言っていないと思うのですけれども。

(何事か言う声あり)

○市民生活部長 済みません。言っていないと思うので、親族についてということであれば、原則

として納税義務者以外の方との相談はしませんが、例外として生計同一のご夫婦に関してはご本人からその事実を聞き取った上、同席を求めたりする場合はございます。ただ、このようなケースにおいても滞納処分に係るような、やはりそういった内容のお話については納税義務者本人以外とは行っていないということは申し添えたいと思います。

それと、どのような内容かということにも、2つ目のご質問なのですけれども、やはり冒頭で申し上げましたとおり税の仕組みとか、どういう状況なのかと、そういう入り口の部分のお話に限るということであれば、それはいいのかなというふうには思っています。やはり内容によります。その情報の内容、それから秘密に相当するかどうか、そういったところがやっぱり判断になるのかなというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 全く納得はできませんが、時間の都合もございますので、他の機会に譲ります。

◎2、行財政運営

- 1、経常収支比率について
- 2、過疎債について
- 3、今後の考え方について
- 4、公共施設マネジメント計画について

次、行財政運営ですが、経常収支比率について伺います。経常収支比率については、まず平成26、27、28年度の比率の推移はどうなっているか。2点目として、経常収支比率を1パーセント下げるためには、支出、収入を1億2,000万円程度下げるか、または上げる必要があります。逆になれば悪化します。この3年間で支出、収入はどの程度変化したのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 経常収支比率の推移でございますが、平成26年度は99.2パーセント、平成27年度は97.4パーセント、平成28年度97.3パーセントとなっております。

経常収支比率は、地方公共団体の人件費や物件費、扶助費、補助費などのうち、臨時的経費を除いた経常的に支出される経費に充当される財源を除いた一般財源総額に対し、地方税や地方消費税交付金、地方交付税など経常的に収入された合計がどれだけ充用されたかを示す比率となります。支出額などが直接当てはまるものではありませんが、支出として分母に当たる経常的経費に充当される財源を除いた一般財源の総額、収入として分母に当たる経常的に収入される一般財源としてお答えをしたいと思います。経常的経費に充当された一般財源の推移ですが、平成26年度は119億6,090万円、平成27年度は121億3,763万2,000円、平成28年度は116億3,507万5,000円となります。経常的に収入される一般財源の推移ですが、平成26年度は120億5,864万8,000円、平成27年度は124億6,215万円、平成28年度は119億5,329万3,000円となります。

以上です。

済みません。答弁の中で支出として分母に当たる経常的経費に充当される財源を除いた一般財源

の総額という答弁を先ほどさせていただきましたが、支出として分子に当たるが正答でございますので、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、財政健全化計画では当面 9.5 パーセントを下回ることを目標に取り組むとしています。市民生活を守り、子育て、中小企業支援などを充実させるため、当面の目標を達成する方策と見込みについて伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 財政健全化計画は、収入を基金繰り入れで補うことなく、法定義務のない事業を見直し、将来にわたり持続可能な市政運営を行うために計画を策定いたしました。この計画書の中で、経常収支比率として当面 9.5 パーセントを下回ることを目標に取り組むことの記載はございますが、これは収支の改善目標を 5 億円として改善の結果として得られる数値目標の一つであると捉えております。経常収支比率につきましては、滝川市の自助努力による歳入歳出の増減のみをもって比率が増減するものではございませんが、引き続き財政健全化計画にある事務事業の見直し、組織、人件費の見直しなどによって歳出ベースとして支出額の大きい人件費、物件費、公債費等を減らすべく、全庁的に粛々と取り組むことで目標としている 9.5 パーセント以下を達成していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 答弁ではいきたいということですが、私は見込みについて伺っておりますが、見込みについて再度伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 先ほどの答弁の中で滝川市の自助努力による歳入歳出の増減のみをもって比率が増減するものではありませんがという答弁をさせていただきましたが、滝川市としてはきちんと健全化計画に基づいて粛々と事業を進めていくと。ただし、やはり国の地方交付税等の影響も必ずしも計画どおりということにはなっていないだろうという部分がありますので、当面市としては計画に基づいて粛々と事業を進めていきたいという答弁をさせていただいたということです、ご理解をお願いいたします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、過疎債についてですが、過疎地域自立促進特別措置法の改正が本年 4 月に施行されました。平成 27 年国勢調査結果をもとに措置法の要件は 4.5 年間の人口減少率が 3.2 パーセント以上、2.5 年間の人口減少率が 2.1 パーセント以上なのです。当市が該当しない要件について伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 平成 29 年 4 月に改正されました過疎地域自立促進特別措置法の改正内容につきましては、直近の人口動向を反映するため、平成 27 年国勢調査結果による過疎地域の要件を追加するものでございました。具体的には、人口要件と財政要件の 2 点があり、その中でも人口要件は長期

要件と中期要件に分けられます。まず、長期要件でございますが、1点目は議員がおっしゃられたとおり昭和45年から平成27年までの45年間の人口減少率が32パーセント以上であること、2点目は同様に45年間の人口減少率が27パーセント以上、かつ平成27年の高齢者比率が36パーセント以上であること、3点目は平成27年の若年者比率が11パーセント以下であることとなっており、3つの要件のこの3件の場合は平成2年から平成27年の25年間で10パーセント以上人口が増加している場合は除かれるというふうになってございます。また、中期要件では、平成2年から平成27年の人口減少率が21パーセント以上であること、財政要件としては平成25年から平成27年の3カ年平均の財政力指数が0.50以下であることとなっております。

過疎地域が適用されるには人口要件と財政力要件の双方を満たす必要があり、滝川市におきましては財政力要件は満たしているものの、人口要件では長期要件の人口減少率が19パーセントであることや中期要件の人口減少率も16.9パーセントであることから、いずれも該当しないという結果になりました。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 3年ほど前にも同様の質問をしましたが、当時はたしか中期要件が19に対して17ということで2パーセントほどの差だったのですが、今回これで4パーセント強に広がったということで、当市が過疎債の対象になるということは今後も相当難しいなという感想を持ちました。

続いて、次に移りますが、今後の考え方なのですが、結局当市が自力でできる最大のことは、この経常収支比率について、過疎債が余り当てにならないということであれば経常収支比率そのものを下げる努力をすることではないでしょうか、伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 先ほどのご質問でもお答えいたしました、経常収支比率につきましては収支の改善目標を5億円として、改善の結果として得られる数値目標の一つとして捉えているところでございますが、自助努力でできる歳入の確保や歳出の削減についてはこれまで同様歳入予算、予算編成等を通じて取り組んでいくとともに、引き続き財政健全化計画をしっかりと進めることによって経常収支比率の減少に努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 経常収支比率については、国の動向によって相当左右される中で1パーセントを下げることも困難だということが先ほどの答弁でわかりましたが、一方の現状はどうかというと、滝川市は分母が129億円で、結局経常収支で支出しない、残りは約3.4億円です。隣の砂川市は、分母が60億円に対して11億円、余るという言い方はしませんが、11億円が経常支出に使われないで残ると。深川市は、分母が87億円で14.3億円と。深川との比較に至っては11億円の差ということで、余りにも自主事業を行うには市同士の差があるというふうに考えますが、この問題について市長のお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市 長 ただいまの清水議員のご質問でございますが、過疎債につきましては適用要件にはならないということでございます。このことにつきまして、国のほうに出向く際には必ず何とかこの要件の緩和ということをお願いを申し上げておりますが、なかなかそのように至っていないのが残念であるというふうに思っております。

また、そのような近隣の両市と比較しても確かに政策予算等をとれないほど厳しい中でございまして、非常にじくじたる思いがあるわけでございますけれども、そういうことを言いわけすることなく、引き続き自助努力をもって分子を下げていくことによって経常収支比率を下げていくように努力してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議 長 次へ行きますよね。それでは、午前の清水議員の一般質問はこの辺で終了させていただきまして、残りを午後からということにさせていただきたいと思えます。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 0時57分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

それでは、清水議員の一般質問を続行いたします。清水議員。

○清水議員 それでは、第4項目、公共施設マネジメント計画について伺います。

滝川市公共施設マネジメント計画は、新年度で5年目です。計画では、5年後をめどに検証し、次期10年を見据えながら適宜適切に見直しを行うとしております。新年度の見直しについては行うのかについて伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 議員のご指摘のとおり、公共施設マネジメント計画には計画の進め方として社会経済状況の大きな変動や上位関連計画などの改定に対して柔軟に対応するために計画策定から5年後をめどに施策の進捗状況等を検証し、次期10年間を見据えながら適宜適切に計画及び施策の見直しをしております。今年度は計画の5年目に当たることから、年度終了後に進捗状況について整理、検証する必要があるというふうに考えておりますが、現時点におきましては社会経済状況の大きな変動や関連計画等の大きな改定がないこと、また計画の方向性を変える予定がないことから、大幅な計画の見直しは行わないこととしております。残りの計画期間におきましては、引き続き現行計画の方針に基づき十分な検討のもと公共施設の複合化、集約化等を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、計画の見直しは行うが、大幅なものではないということですが、この内容は提案になると思いますが、更新費用推計が今後40年間で約1,230億円と推計する計

画です。見直しでは、普通財産を区別することや中期的な解体計画の設定、更新する施設の選定など今後市民的議論を行うための資料となるものに仕上げる必要があるのではないのでしょうか、伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 公共施設マネジメント計画では、公共施設の当面40年間で必要とされる更新費用を約1,230億円と推計しておりますが、これは学校施設や更新を予定していない未利用施設なども含め一定の試算条件のもと推計したものでございます。あくまで計画の策定時点において市が保有する公共施設全体を今後も維持していく場合の目安を参考値として機械的に試算したものであり、必ずしも実際に修繕を行う際の正確な費用の積み上げと一致するものではありませんし、その時々
の条件や社会情勢によっても乖離する可能性があります。普通財産を試算上区別することにつきましては、計画に記載の未利用暫定施設の更新費用を1,230億円から差し引くこととなりますが、正確な更新費用の積み上げにならないことを考えますと、改めてその部分を捉えて計画を書き直すことは考えておりません。

さらに、中期的な解体計画の設定につきましても財政状況が非常に厳しい中、毎年限られた財源の中で緊急性、優先性等を十分に検討した上で判断しなければならず、施設解体の年次的な計画をお示しすることは極めて困難な状況にあります。

また、更新する施設の選定などについて市民的議論を行うべきところのご指摘につきましては、公共施設マネジメント計画の方向性をもとに各論について集約化、複合化、あるいは官民連携などの可能性や財源なども含めた方針が定まった段階で市議会や関係者を初めとする市民の皆様に十分説明しながら議論していただけるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は、この公共施設マネジメント計画というのは、公共施設をどれを残してどれを廃止するということを市民と一緒に考えてもらうための資料でなければならないというふうに思います。そういう点で普通財産の中に、では普通財産の前は行政財産だったわけです。その行政財産だった機能をまた新たに復活して更新する可能性がある施設はあるのでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 基本的には、普通財産に落ちたものが再度その状態で行政財産にまた戻るとかという形は考えられません。ですから、計画上未利用施設あるいは暫定施設というような形で位置づけておりますので、ただこのマネジメント計画の中には全ての施設を計画策定時に網羅したという経過がございますので、先ほどの答弁のとおりということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今の答弁を市民にそのまま伝えたら、市民はどういうふうに考えるか。つまりもう更新する可能性がないものも含まれているのです。しかし、市政に関して普通財産と行政財産の区別

がつく市民の方がどれだけいらっしゃるか。あるいは、どの施設が今使われているのか、これすらもなかなか市民の皆さんにはわかりづらい話だと思うのです。そういう中で、せめて普通財産だけはもうここから取り除いて、あるいは別に区分して、こっちの行政財産の中、どれを残すのか、どれを廃棄するのかをみんなで考えましょうと、そういう資料にするべきではないですかと私が聞いているのに対して、そういう資料にする必要はないのだというのがご答弁なのです。これでは市民は納得しないと思いますけれども、先ほどの考え方で全く資料としての意味に問題はないというふうに思われますか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず、未利用暫定施設についてございますが、これを仮に解体等を行う場合については当然予算というものがようになってくると。当然予算が伴うものについては、その年度当初にきちっと予算案として計上して、この施設の解体という部分についてはご説明を申し上げます。議会にも当然お諮りをするという形になります。ですから、そういう方針が定まった中できちっと市民あるいは議会に報告をさせていただくという形で答弁をさせていただいたつもりでございます。ただ、議員がおっしゃられるとおり、先ほど私が答弁しましたけれども、ちょうど今年度が5年目、節目という形になりますので、ここできちっと検証して、次どういった形で残りの5年の計画を推進していくのかという部分については、その方法あるいは手法については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 見直しの中に私の提案したことが含まれ得るということであればまだわかりますけれども、1, 230億円がどうやってつくられた数字かと。これ自分たちで積み上げた数字でも何でもないのです。平米単価幾らに単に市の施設の面積を掛けただけの話です。それから普通財産引くのなんて恐らく10分もあればできるのです。そういった作業もする努力をしないと。そして、市民にわかりづらい資料のままで、このまま要するに財政収支比率を改善し、深川のように毎年11億円も余るような、そういった健全化を目指すのに対して、滝川は1パーセントの改善もこの2年、3年でできていないわけです。だから、市民に本当にわかるように資料をつくるためには、やはり普通財産はもう完全に区別してしまうというような作業が必要だというふうに私は思いますが、市長のお考えを伺います。

○議 長 副市長。

○副市長 先ほど総務部長が言っていますけれども、やらないとは言っていない。適時見直していくということでございますので、清水議員のご意見はご意見として聞いておきたいと思っております。

○議 長 清水議員。

◎3、国民健康保険

1、国民健康保険税値上げ方針について

○清水議員 それでは、次に移ります。

国民健康保険ですが、保険税引き上げ方針について伺います。国保事業費納付金の本算定結果が11月に北海道から示されました。市は、新年度からの保険税値上げ幅を8,000万円との方針を決め、12月の第2回国民健康保険運営協議会に意見を聞きました。8,000万円の内訳は、広域化に伴う3,000万円と国保会計累積赤字2億5,000万円を5年間各5,000万円ずつというものです。説明と試算が第22回厚生常任委員会資料で示されましたが、今後の進め方について伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問の今後の進め方につきましては、先日開催しました第2回国保運営協議会でいただいたご意見を踏まえてシミュレーションをまた行って、1月下旬に道から示される納付金が確定した後に2月上旬、運営協議会としての最終的な意見を取りまとめていただく予定でございます。それを踏まえまして、市の案を3月議会に提案したいというふうに考えています。

既に制度改正については市民周知に努めているところでございますが、6月の当初賦課までの期間を利用して広報、市公式ホームページのほか、窓口でのポスターの掲示、チラシの配布、各種手続における説明、また4月の保険証更新、6月の納付書発送における通知文書の同封など、さまざまな方法で直接被保険者の皆様へ周知していきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 市民が市の値上げ案を一番最初に知るのはいつごろ、どういう媒体で知ることになるのか伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほども申し上げました市の案について、議員の皆様にご提案申し上げるという時期ということになれば、3月議会の前の委員会かなというふうには思っております。そこからが確定数値のスタートかなというふうに考えています。あとは、先ほど申し上げましたとおりでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 国保税の都道府県化の方針と税率引き上げの問題というのは、全く別問題なのです。これまで周知してきた、またしていく広域化のことと税率引き上げについては明らかに市民にきちんと両方を伝えなければいけない。ところが、議会に提案される前に市民にこういうふうに考えているのだということをお示しする、例えばパブリックコメントをとるだとか、そういったお考えは全くないということでしょうか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほど申し上げましたとおり、新しい制度改正につきましては議会の皆さんに条例の改正、それから新年度の予算編成に絡む話でございますので、やはりお伝えするのはスタートはそこかなというふうに考えています。しかしながら、ご承知のとおり国保運営協議会という機関がございまして、市民の代表の皆様から成る協議会でいろいろご議論、ご検討いただくというところがありますので、ご質問のパブリックコメントについてはする考えにはありません。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 これは税金が今の話をしている中でどれぐらい上がるのかということが一つのポイントになりますので、次をちょっとまずやりたいと思いますが、説明資料の中では増税率を10パーセントと書いてあります。今年度の保険税収納見込み額約6億8,000万円との比較では、私の計算では平均11.8パーセントの増税ではないかと思いますが、確認をいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 清水議員の計算でございますが、6億8,000万円と8,000万円の割返しということになったと思います。それでいきますと11.8パーセントかなというふうに思いますが、厚生常任委員会でもお示ししております資料の中で、1人当たり平均10パーセントの引き上げといった点につきましては所得階層別に算出した表がございます。シミュレーションがございまして。そのシミュレーションの平均値でございますので、それをおおむね10パーセントということでございます。例を挙げますと、引き上げ割合の最大値で中間所得層と言われる世帯では9パーセント、低所得者層、高所得者層では10パーセントと算出してございまして、これらの平均値がおおむね10パーセントということになったということでございます。先日開催した運営協議会でもこのように階層別の平均値としてあらわしたものであるということでご説明を申し上げているところであります。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 関連いたしますので、次もやりますが、平成31年度以降の税率については、道から示される納付金額や制度改正などとあわせて毎年度見直しを検討しますと説明資料では述べています。税金を毎年度変えることは、市民への説明と制度の信頼の面から問題ではないでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 30年度からの新たな納付金の仕組みでは、道が北海道全体の医療費等の見込みから市町村ごとの納付金額を決定いたします。市町村では、保険税の算定方法や予定収納率に基づき税率を定めて賦課徴収し、道に納付金を納めると、こういう仕組みでございます。一方、かかった医療費の全額について、道から市町村に交付されます。いずれの市町村においても毎年度道から示される納付金に対応できる税率の設定は、その都度検討することが必要になるということでございます。ただ、基金があれば裁量的に税率を据え置くなどの方法もあるのかもしれませんが、基金がない滝川市の現状では納付金を確実に納付できる税率に設定する必要があると、基本的には毎年度の見直しとなります。ただ、まだ道の方針、この辺は確定しておりませんので、情報では3年に1度の見直しなので、急激な負担の増減ということはないということではお伺いしております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 関連がありますので、次に移りますが、試算では2人世帯、所得80万円、年金収入200万円の世帯、現行保険税が9万7,800円、これが9,800円から6,800円の値上

げ。4人世帯、夫婦45歳と42歳、子供は15歳と10歳、所得220万円、給与収入340万円の世帯では、現行保険税が39万3,000円、これが3万7,300円から1万7,300円の値上げなどです。子育てや高齢者世帯など可処分所得が少ない世帯の苦しみを考え、市民の4分の1ともなる約1万人の生活を支えるために、全国で6割の市町村が行っている一般会計からの繰り入れを行う考えはないのか伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご承知のとおり、国保会計は国や道からの公費と一般会計からの法定ルールによる繰り入れで充当される以外は保険税収入で賄うというのが原則であるというふうに考えています。また、国保会計は国保加入者以外の社会保険などから前期高齢者交付金と、こういう形で既に多額の支援を受けている状況もありまして、慎重に判断していかなければならないというふうに考えています。いずれにしても、冒頭の今後の進め方、スケジュールでお話ししたとおり、まだ道の納付金確定、それから運営委員会の結論が出ていないということ、それから今後予算編成という部分についても今取りかかったばかりと、こういう状況でありますので、まだ検討中ということで、この状況についてご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 一般会計からの繰り入れについて検討中という答弁は、私はこれまでの議員生活の中で初めての答弁なのです。そういう点では、さすがに今回の増税幅が大きいと。また、可処分所得の少ない階層に対する考え方というか、ここにやはり市長としても悩んでおられるということのあらわれだというふうに思います。市長のお考えを伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 済みません。私の答弁がちょっと説明不足だったかもしれませんが、清水議員が今おっしゃられた一般会計からの繰り入れについて検討中だということでお話ししたつもりはありませんので、ご理解いただきたいと思います。お話ししたとおり、1月中旬から下旬にかけて総体的な数字が出ますので、それに基づいていろんな市民の皆さんの負担とか、そういったものを最終的に決定していきたいと、こういう状況だということで、一般会計繰り入れについては原則はやはりはみ出した部分は保険税収入で賄うというのが基本ですよということで申し上げたつもりですので、誤解のないようにお願いしたいなというふうに思います。現段階ではそういった状況ですということでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 関連して質疑を進めてまいりましたけれども、一般会計からの繰り入れも従来からの考えと何も変わらないと。一方、増税幅は11.6パーセントと。しかし、そういうふうにこれだけ上げるよという提案はいきなり議会だと。これは、税金を上げるときの進め方としてこれでいいのですか。市長、お考えを伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほど清水議員から総体的な10パーセント、現段階では普通に計算しますと1

0パーセントというお話を説明させていただいているところであります。しかしながら、何回も言うとおりの、やはり市民の皆さんの負担軽減とか、そういったことについていろんな方法がございますので、例えば今道に赤字解消計画ということで、これも委員会に議員の皆さんに説明させていただいているのですが、2億5,000万円の赤字を今のところ5カ年でということで考えていますけれども、ただ方法論としてはその5カ年を例えば7年とか8年とか10年とか、そういうふうにしていけば被保険者の皆さんの負担軽減にもつながるというようないろんなアイデアがございますので、それを今検討している最中ということでございます。いろんな方法があるという。

○議長 市長。

○市長 清水議員のご質問でございます。

先ほどから市民生活部長がお答えしているとおりの、さまざまな手法を考えて運営協議会の皆さんともご相談申し上げ、また議会の皆さん方にも今後ご相談申し上げるということでございます。また、道との連携とか、さまざまなことがあるものですから、ある程度時間はなかったり、あったりというところもあるわけでございます。その中において市民の代表である議会の皆様方にご説明申し上げ、市民の代表である運営協議会の皆さん方にご相談申し上げているという中において、なるべく皆さん方の負担を減らすべく努力をしているという点では、今の考え方で間違いはないと私は思っております。

○議長 清水議員。

○清水議員 時間がないのですけれども、これは税金上げる問題ですから、1月広報とか2月広報、1月末ぐらいまでには、今の段階の検討は10パーセントだとか、そういったことは市民に知らせるのが当たり前でないですか。それを実施することについての市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 運営協議会において市民の皆さん方に対してホームページ等で公表しているところもでございます。また、確定もしない数字を広報で出すということは一概に市民の皆さん方に不安をおおることにもなりますので、慎重にそれは判断してまいりたいと思っています。

○議長 清水議員。

○清水議員 増税の提案は、少なくとも半年、3カ月は前に当然市民の皆さんにお知らせすると。そして、これから議会をやるのだということぐらい、そういう進め方はもう基本中の基本です。そういうことを求めて、次に移ります。

◎4、下水道料金

- 1、料金改定の時期と進め方について
- 2、業務用使用料金の実態と市の案について
- 3、家事用使用料金実態と市の案について

下水道料金ですが、料金改定の時期と進め方について。市長は7月、滝川市営事業等調査審議会に下水道使用料の使用料体系見直しについて諮問しました。趣旨は、平成2年の改定から25年以上経過したこと、負担者間のバランスの是正の検討が必要とし、市議会からも同様な検討を求める

答申がなされたというものです。日本共産党は歓迎する立場です。料金改定の時期と進め方について伺います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 平成29年7月24日開催の第22回経済建設常任委員会でご説明したとおり、使用料体系の見直しの時期につきましては平成31年4月をめどとしておりますが、消費税2パーセント増税が予定されております平成31年10月にスライドさせることも視野に入れ、慎重に検討してまいりたいと考えております。今後は、市営事業等調査審議会から市長に対し下水道使用料体系の見直しについての答申をいただき、年明けに見直し案について市民への説明会を開催する予定であります。その後条例案について議会にご提案をさせていただき、ご議論をいただいた上で、条例整備や市民への周知、料金システム改修等見直しに向けての準備を進めてまいります。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 税と料金の引き上げ問題で国保税と下水道料金が余りにも進め方が違うので、驚きましたけれども、下水道料金の改定の進め方が、これが正しい進め方です。

2番目に移りますが、審議会答申は広報やホームページで条例提案前に市民に説明すべきではないでしょうか。この点については、条例提案前ということですので、割愛いたします。

そこで、2点目ですが、資料として他市町との比較は折れ線グラフ等視覚的に判断できる表示をすべき、3点目として砂川市や35市との比較も業務用料金がある自治体の比較だけでなく示すべき、4点目として家事用と業務用別の利用者件数を示すべき、以上について伺います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 2つ目、3つ目、4つ目の資料につきましてはの質問ですけれども、市営事業等調査審議会において委員の皆様にご議論をいただくための資料でございます。ホームページに掲載された資料を変更することは、審議会の審議に影響を及ぼすおそれがありますので、差し控えさせていただきます。ご指摘をいただいた点につきましては、今後の市民説明会や議会の提案資料として参考にさせていただきながら、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私がここで聞いたのは、あくまでも答申後の話をしているわけですから。現段階のホームページの話は一切していません。審議会答申をどう説明するかというのが今1点目、これは割愛しました。2点目以降はその場合の資料はという話ですから、そういうことでお伺いいたします。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 先ほど答弁させていただきましたけれども、答申後の資料につきましてはご指摘をいただいた点について今後の市民説明会あるいは議会への提案等に参考にさせていただきながら、資料を用意させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、ホームページに公開している資料では、現行の使用料収入総額を維

持できれば平成34年度まで黒字が可能な見込みとし、収入総額維持を求めています。35年度以降は赤字が拡大する試算をしています。

そこで、1点目、建設改良費の中長期見込みはいつ行うのか、2点目、支出減の経営努力として使用水量検針を2カ月に1回とする考えはないのか、3点目として職員給与費が平成29年度1,159万円から10年後1,557万円になると試算しています。近年の公務員給与上昇率と乖離が大きいと考えます。計画づくりに緊張感を持つべきではないか伺います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 清水議員のご質問でございますけれども、ホームページに公開している市営事業等調査審議会の資料とは切り離しをいたしまして、下水道事業会計として1番から3番までについてご答弁をさせていただきます。

まず、1つ目のご質問につきましては、平成31年度にストックマネジメント計画、平成32年度までに経営戦略を策定した上で建設改良費の中長期的な計画を見直していく予定でございます。

2つ目の検針につきましては、上水道とあわせて行うことで費用の縮減や効率化につながることから、中空知広域水道企業団へ委託をしております。検針回数につきましては、中空知広域水道企業団が検針体制の人員や経費等について総合的に検討した上で決まってくるものであり、今後の検針回数につきましては企業団の動向に沿うものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3つ目の職員給与費につきましては、公務員給与のベースアップだけでなく人事異動に伴う人件費の上昇について見込んでおります。わかりやすく言いますと、新採用職員からベテランの職員に人事異動があった場合に対応可能となるように、過去の実績等を踏まえながら上昇分を見込んでおりますことから、10年後1,557万6,000円と試算しているところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、業務用使用料金の実態と市の案について伺います。

現行料金体系の特徴について、業務用の料金についての資料内容を確認いたします。資料に加え、私の試算で砂川市を加え6市2町の比較を試み、その結果、8、9立米使用の場合は2番目に高く、20立米から500立米では6から8番目と低くなります。道内35市の試算でもおおむね20立米を境に料金が高いほうから低いほうに変わると考えられます。B案では、使用水量が少ない利用者は料金が下がります。一方、値上げも出ます。B案の値上げ総額を幾らで試算しているのか伺います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 市営事業等調査審議会第2回目にお示ししたB案は、審議途中の案でございます。審議途中のB案に対してお答えすることが市の意向として審議会の答申に影響を与えてしまうという懸念がございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 審議会は、あくまでも市長の附属機関です。これは、地方自治法や条例に定められた附属機関ですから、市長と議会というのは、まだ審議会をやっていたとしても議会でこれに質問をする、これは全く制限をされるべきものではありません。ただ、それを市長が差し控えるということですから、これは私が質問しても答弁されないということです。

しかし、1点お伺いいたしますが、市長の附属機関というのはたくさんあります。総務課所管の審議会等の中には20から30のいろんな審議会等がございますが、こういったものに何か意見を聞いているときについて全て議会の質問には答えないということなのか、それともこういう場合には答えないのだということなのか、そこについて今のご答弁を振り返ってお伺いいたします。

○議長 長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時43分

○議長 長 会議を再開いたします。

それでは、答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 先ほど建設部次長から答弁いたしました、あくまでも市の意向、当然市長が諮問した事項でございますので、市長として審議会の答申がまだという部分において今後の答申に影響があると判断したものについては、先ほど所管部次長が答弁したとおりということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

◎5、公営住宅

- 1、特別会計の財政状況について
- 2、建設費の低コスト化等について
- 3、新町団地について

○清水議員 次に進みます。

公営住宅ですが、特別会計の財政状況について伺います。

(何事か言う声あり)

○清水議員 いや、次に進みますよ。公営住宅ストック総合活用計画が年度内に見直されます。建設費の高騰で公営住宅特別会計の起債未償還残高は平成28年度末25億1,200万円で、この4年間ほとんど減っていません。今後の見通しについて、また適正と考える水準について伺います。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 長 本間議員。

○本間議員 議長に確認したいのですが、この2番の1について答弁がなかったということですが、2番の2番については何も行われていないので、通告してあるにもかかわらず、そ

れをずっと飛ばして次の項目に行くというのはどういうことでしょうか。大丈夫ですか。

○議長 ただいま確認をさせていただこうと思っておりましたが、ただいまの項目2の2、それから項目2の3、それから項目3の1、この3件については削除をするということによろしいですか。本間議員。

○本間議員 削除をすることによろしいですかではなくて、削除をいたしますということであれば、そんな議事の進め方ってあるかなと思うのですけれども、いかがですか、議長。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私の次の件への進め方に言葉が足りなかったというふうに思いますので、ちょっと戻って次、2の1の答弁で、市長は答弁を差し控えたいというご答弁でした。2、3、また3の質問については同じような角度、立場での質問ですから、当然答弁を差し控えられるものというふうに判断いたしますので、2、3、また3の1については削除をいたします。そして、先ほどの流れの質問ということによろしいでしょうか。

○議長 長 それでは、項目1、特別会計の財政状況についての答弁を求めます。建設部次長。

○建設部次長 公営住宅事業における特別会計としての今後の見通しも含めた会計運営についてご答弁いたします。

公営住宅事業につきましては、特別会計として会計運営を進めております。その会計運営に係る主な歳入につきましては、家賃及び駐車場使用料、補助事業に伴う交付金及び起債であり、また一部一般会計からの繰入金も含めて運営に係る財源となっております。その中で事業を進めるに当たり、住宅管理費、建設費、起債償還などの主な歳出がございます。特別会計であることから、歳入を踏まえて住宅管理及び建てかえ、長寿命化事業を含め進めているところではありますけれども、ご質問のとおり起債未償還残高の今後の返済も含めて総合的に判断した中で事業を進めていく必要があると考えております。公営住宅特別会計における今後の見通しにつきましては、経済情勢など見通せないことから一概に申し上げられませんが、建てかえ計画や長寿命化計画に基づく中で、特に直近5カ年の運営について都度注視して事業を進めております。

また、起債残高につきまして適正水準というのは難しい基準ではありますが、起債は借金ですので、ないことがよいと思います。しかしながら、事業を進めていくためには必要な選択であると考えております。今後の事業を踏まえたと、起債残高は現状を推移していくことが見込まれます。先ほど申し上げました歳入を踏まえて事業を平滑化することにより、今後におきましても特別会計の運営を図れるものと考えておりますが、限られた予算における運営でありますので、事業の優先度、また事業の手法等についてもその都度よりよい方向、手法を選択して進めていく考えであります。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、建設費の低コスト化等について伺います。

現計画では、平成30年度、31年度に緑町団地12戸、18戸の建てかえ、これと並行して31年度までに東町団地第3期工事30戸の建てかえとなっています。鉄筋コンクリートづくり5階建てと木造2階建ての建設単価の実績と見込みについて伺います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 鉄筋コンクリートづくり５階建て１棟３０戸で整備している東町団地は、第１期工事が平成２４年度の発注で建設費４億８，７１５万円、１戸当たりの建設費は約１，６２４万円、第２期工事は平成２６年度の発注で建設費５億４，４０１万円、１戸当たりの建設費は約１，８１４万円であります。木造２階建てで整備している緑町団地は、第１期工事が平成２８年度の発注で２棟１４戸の建設費の合計が２億３，５５１万円、１戸当たりの建設費は約１，６８２万円、第２期工事が今年度の発注で２棟１４戸の建設費の合計が２億５，４２４万円、１戸当たりの建設費は約１，８１６万円であります。来年度に発注を計画している東町団地第３期工事、緑町団地第３期工事とも今までと同等規模であります。最近の傾向として労務費及び燃料費等が上昇傾向にあるため、建設費については上昇することが予想されます。現在両団地とも実施設計を行っておりますので、コスト管理を十分に行い、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私が聞きたいことは、鉄筋コンクリート５階建てと木造２階建ての建設費のコストが同年、同じ年にあったらどうなのだという比較を知りたいのだけれども、鉄筋のほうは２４、２６年度、木造のほうは２８、２９で、どうも建設費が上がってきている時期なのだけれども、同じ年度の比較がないのです。それで、見込みという言葉を使いましたので、その比較について現段階での数字を伺います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 先ほど見込みという話でございます。現在実施設計の最中でございますので、その金額についても確定はされておられませんので、あくまでも先ほどの答弁と同じような中身ということでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私が所管でお聞きしている数字は、鉄筋コンクリート、恐らく今回は２，０００万円を超えるだろうと。２６年度の鉄筋が１，８０４万円ですか。２８年度の木造が１，６８２万円ですから、最近のほうが高いということであれば、やはり鉄筋コンクリートのほうが木造に比べて１割以上、２割、その程度高いというふうな認識はございますか。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 想定というお話でございますので、先ほどの１戸当たりの数字でいきますと２年ほど違うのですけれども、ほぼ同等の数字ということでございます。ですから、それほど大きな差はないのかなと想定をしています。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、ユニバーサルデザインについてです。エレベーターや段差、手すり、スイッチ、オイルサーバーなどが主なものですが、現在のユニバーサルデザインの概要について伺います。２点目は、エレベーターなし２階建てとの比較について、同じユニバーサルデザインでど

のような違いがあるのか伺います。3点目は、既存の中層耐火住宅、1階、平家建てです。これを高齢者向けに個別改修をした場合、1戸当たり幾らぐらいかかるのか伺います。

○議長 建設部次長。

○建設部次長 まず、1つ目のユニバーサルデザインに配慮した公営住宅の整備は、平成21年度に策定された北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針において、市町村において指針に基づくユニバーサルデザインの導入が進められ、現在当市においては住宅内、住戸内及び共用廊下について、床は段差のない構造とし、生活主要動線に手すりを設置するほか、車椅子に対応した流し台や洗面台の設置、車椅子での移動や介助を想定したスペースの確保、スイッチの大型化やインターホンの設置、台所や洗面台にシングルレバーを採用するなど高齢者や車椅子利用者が日常生活を支障なく営むことができるような措置を講じております。

2つ目のエレベーターなし2階建ての比較でございますけれども、現在建てかえを進めている緑町団地は、エレベーターのない木造2階建てですが、これまで同様全ての住戸及び共用廊下にユニバーサルデザインを導入した整備を行っております。

3つ目の最後の質問になります既存団地における高齢者向け個別改修については、平成19年度に滝の川団地及び一の坂団地、平成21年度に新町団地を行った実績があり、現在導入しているユニバーサルデザインとは改修内容が異なり、手すりの設置や段差解消等のバリアフリー改修とスイッチの大型化及びレバー水洗への取りかえ工事を行い、消費税率が5パーセントのときの工事でございますけれども、1件当たり約55万円で工事を行っております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、維持管理費の低コスト化です。木造2階建てと鉄筋コンクリートづくり5階建てを比べ主な特徴は、耐用年数が木造2階建ての場合30年と鉄筋コンクリートの70年に対し2分の1以下だということですが、一方維持管理費などもかなり違うのではないかとということでお伺いします。

1点目は、今建てかえている低層住宅は、木造2階建て住宅は何年維持する考えか、耐用年数とまた別に何年、改修をして50年とか、そういったことについて伺います。2点目として、木造2階建てでは外壁と屋根の塗装が主になると思いますが、1戸当たりの費用見込み、3点目、鉄筋コンクリートづくり5階建ての場合、給排水等の費用もかかりますが、1戸当たりの費用の見込みについて、4点目は工事規模が違うので、契約方法や指名ランクに違いがあるのか伺います。

○議長 建設部次長。

○建設部次長 まず、1点目の公営住宅。公営住宅法で構造別に規定されている耐用年限を目安に維持管理を行っております。木造の場合、30年を目安としております。

2つ目、この期間における木造2階建ての維持管理に係る改修費は、外壁及び屋根の塗りかえを想定しておりまして、15年から20年に1度行うことが望ましく、1棟6戸の規模で約440万円程度と思われます。

鉄筋コンクリート造5階建ての東町団地における給排水管に限りましては、維持管理費、直圧加

圧給水ポンプ方式を採用しているため、ポンプや制御基盤の更新が想定をされます。また、内部の給排水管につきましては、構造や規模にかかわらず塩ビ管やステンレス管など耐久性のある材料を採用しているため、定期的な保守点検や清掃を行うことで維持管理期間内の更新工事は必要ないと考えております。

最後に、契約方法等についてですが、130万円以上の請負工事については一般競争入札を採用しており、工事等級は工事金額により異なっております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移ります。

緑町団地の場合、3月の予算特別委員会で近傍同種家賃が月額16万円など驚くべき答弁がありました。広い居住面積でユニバーサルデザインの価格が2,000万円前後の公営住宅を建てることに疑問を抱く市民は多いと考えます。まず、建設費を2分の1程度に下げた場合、どんな問題が生じるのか、2点目、思い切ったコスト低減の公営住宅建設施策はないのか伺います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 近傍同種家賃は、本来入居者の家賃設定において超えてはならない上限の基準を設けるため設定しております。近傍同種家賃が変動しても本来入居者の家賃に影響を与えるものではありません。

ご質問の内容について答弁させていただきますけれども、公営住宅は公営住宅整備基準に適合した住宅を整備することで社会資本整備総合交付金の対象事業となり、国から建設費の2分の1の交付金が交付されております。建設費を2分の1程度まで縮減した場合、公営住宅整備基準に適合した住宅の整備が困難であるため、国からの交付金が交付されず、工事費の全額を滝川市の単独費で賄うことになり、結果として市の負担は変わらず、整備水準が低下することにつながります。公営住宅整備は、社会資本整備総合交付金を活用しながら事業を進めることが最も市の財政負担が少ない方法だと考えております。これからも国の動向や各種制度の活用などコスト低減につながる方法を常に意識しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 住宅ストック活用計画、これを本年度中に改定するわけですが、その中で平成30年度、31年度に木造2階建てを12戸、18戸の計30戸、これと並行して鉄筋コンクリートを30戸建てるわけです。先ほどのご答弁の中で約1割強は鉄筋コンクリートが高いと。これでいうと、4億8,000万円、5億4,000万円と上がってきているわけですから、仮に6億円となると30戸建てるのに1割違えば6,000万円違うわけです。冒頭の1項目めの質問、特別会計の起債が本当に減らないのだという中で、結局これが残れば市民への負担につながるのです。そういうことで、今後の30、31年度について鉄筋コンクリートを計画を見直して、全て木造2階建てとすることについてのお考えというか、そういう方向で検討することについてのお考えを伺います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 ただいま質問いただきました東町団地の関係の鉄筋コンクリートづくりの関係でございます。

今回の計画におきましては、東町団地、あと緑町団地、東団地、この3つの団地を2つに再編をしていくと、そういった計画でございます。その中で東町団地につきましては、土地の持っている面積、その部分を含めました中でやはり5階建ての建物としていかなければ、そこに用地も確保できないということもございます。そういった部分で計画的に進めることによって東団地の移転を図っていきたいところでございますので、それは計画どおり進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 改善するべきときはやはり勇気が要するというふうに思いますので、そのことを訴えまして、最後に移ります。

新町団地についてですが、前計画では障がい者住宅である新町団地のユニバーサルデザイン化された住戸への再編を検討としています。入居者の方々の高齢化も進み、最もユニバーサルデザインを求めている入居者が取り残されております。次期計画では、再編が具体化されるのかどうか伺います。

○議 長 建設部次長。

○建設部次長 新町団地につきましては、団地の立地環境なども考えると引き続き公営住宅として存続する必要性は高いと考えております。ただし、新町団地は障がい者向け団地とした位置づけで、入居者条件も限られている現状であります。一方、団地の構造上、階段室型でエレベーターがなく、現在の視点で考えますと入居者によっては生活環境に苦勞されている方もおられると思います。現在の建てかえ団地は、さまざまな世帯状況に対応できる環境が整備されており、障がいを抱えている方にも負担のかかりづらい設計がされております。新町団地自体をすぐに改修するという判断はこの場ではできませんけれども、現在制度整備している住みかえ対応で課題となっている環境改善を図ることで対応を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 単なる住みかえのことを住宅ストック計画で書いているわけではないです。再編と書いてあるのです。それを今住みかえを進めてまいりたいということは、計画の中の再編というのはイコール住みかえということですか。今の要綱の中にある、そういうことを伺います。

○議 長 建設部次長。

○建設部次長 この計画につきましては、現状の課題も踏まえながらさまざまな視点で団地の将来のあり方を考慮しながら検討を進めている最中でございます。その中でどうしても現時点でそこに住むことが困難だという方がおられたときには、そういった住みかえ対応が今すぐにできる対応ということでご説明いたしました。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 公営住宅問題では、やはり２５億円の起債をずっと引きずっていくのかどうかということが問われるのです。ですから、今計画にのっていても思い切って低コストのものを建てるのかということで、私先ほど勇気ということを行いましたけれども、強いリーダーシップを求められているということで、市長のご答弁を伺います。

○議長 長 市長。

○市長 次期公住のストック計画につきまして、どのような決断を持っているかということでございますけれども、先ほど来出ております木造の緑町団地、私が市長になって一番最初に公住を見て思ったのは、高いのではないかとことであります。東町団地についてもいろいろ検討させていただきました。しかしながら、計画の中でそれを行わなければ再編が実現しないということです。そういう判断をしたわけでございます。しかし、木造に変えたおかげでかなりストック計画の中での起債は減ったとは思いますが、しかしながらまだまだ多く残っております。それらをどのようにしていくかというのは大きな課題でございますので、今後の再編計画においては大幅な見直しを考えていきたいと思っております。今までのような建てかえが本当にいいのか、そうでない方法もさまざまあるというふうに思っております。また、新町団地にお住まいの皆様方、あそこいらっしやるのが本当にいいのか、もっとユニバーサルデザイン化したところに移っていただくことも可能になるのではないかと、そのような住宅を整備するということも考えていかなければいけないと、そのようなことも考えています。

強力なリーダーシップとおっしゃいましたけれども、皆さん方のご理解をいただきながら、市民の皆様方に納得のいただけるような、そしてこれからの超高齢化社会の中で人口がふえるわけではございません。減っていきます。その中でこのような公的な住宅がどれだけ必要であるかというのを先を見通した計画もつくらなければいけない。今までのように、今までの戸数を守るか、それをどのように減らしていくか、それらを含めて検討していかなければいけないというふうに考えているところでございまして、勇気と決断をもって進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 ここで先ほどの答弁について訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど５階建ての鉄筋コンクリートづくりと木造の２階建て、ほぼ同等と言いましたけれども、平成２４年度に建設いたしました鉄筋コンクリートづくりを２６年度に置きかえた場合には、約１０パーセント程度高いと、そういったことでございます。大変申しわけございませんでした。

○清水議員 終わります。

（「議長」と言う声あり）

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 議長に要望しておきたいと思いますが、先ほど通告の項目２の２、３及び３の１について、通告質問を取り下げたということでありますが、このことについてさきの議会運営委員会でこのような事態もあり得るということで、この質疑について再考を促している経過がございます。さらに、もう一点要望したいのは、通告をすることによってこの通告の答弁書をつくるときに作業

を事務職員に求めるということになります。安易な質問を提出する、あるいは取り下げが予想されるような質問を提出するということについて、この際改めて議会内部での議論をしていただくように要望しておきたいと思います。

以上です。

○議 長 ただいまの柴田議員からの発言でございますが、私もまことに同様に感じております。議会運営委員会の中であれほど議論をしたにもかかわらず、いわゆる質問を最終的には削除をするということというのは、やはり今後あってはならないというふうに思いますので、何かの機会にこの点についてもしっかりとただしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終了いたしました。過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第3から第7までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第3 議案第12号 平成29年度滝川市一般会計補正予算(第6号)

議案第13号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第14号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)

議案第15号 平成29年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第16号 平成29年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第17号 平成29年度滝川市下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第18号 平成29年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第3、議案第12号 平成29年度滝川市一般会計補正予算(第6号)、議案第13号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第14号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)、議案第15号 平成29年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第16号 平成29年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第17号 平成29年度滝川市下水道事業会計補正予算(第1号)、議案

第18号 平成29年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）、議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第12号 平成29年度滝川市一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成29年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、後ほどご説明申し上げます議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、一般職の職員の給料月額の変定等についての補正となっております。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2,016万3,000円を追加し、予算の総額を201億2,139万8,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思ひます。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明を申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願ひます。1款1項1目議会費、補正額72万9,000円の増額につきましては、議会の運営に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給与月額の変定等に伴い、本年12月の議員期末手当の増額を行いたいとするものでございます。

4款1項5目他会計繰出金、補正額127万3,000円の増額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。同様に本年4月からの給料及び本年12月の勤勉手当の増額等に伴う国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び病院事業会計繰出金の増額を行いたいとするものでございます。

8款4項2目土地区画整理費、補正額6万円につきましては、土地区画整理事業特別会計繰出金の補正でございます。同様に本年4月からの給料及び本年12月の勤勉手当の増額等に伴う土地区画整理事業特別会計繰出金の増額を行いたいとするものでございます。

13款1項1目職員費、補正額1,810万1,000円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。同様に本年4月からの給料及び本年12月の勤勉手当の増額等を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で2,016万3,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願ひます。20款1項1目繰越金2,016万3,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で2,016万3,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます議案第12号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 議案第13号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に

つきましてご説明申し上げます。

議案第12号、一般会計補正予算と同様に平成29年人事院勧告に伴う一般職の職員の給料月額
の改定等に伴い、国民健康保険特別会計に属する一般職の職員の本年4月からの給料及び本年12
月の勤勉手当等について追加して補正したいとするものです。

1ページをお開き願います。第1項で、歳入歳出予算にそれぞれ31万5,000円を追加し、
補正後の総額をそれぞれ56億3,313万8,000円としたいとするものです。

第2項で、補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1
表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページは歳入歳出補正予算事項
別明細書でございますので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8
ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、補正額31万5,000円の追加
につきましては、給与等に要する経費の追加でございます。一般職の職員の本年4月からの給料及
び本年12月の勤勉手当等の増額を行いたいとするものです。

以上、歳出合計で31万5,000円の追加となったところです。

なお、10ページは給与費明細書でございますので、お目通し願います。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。8
款1項1目一般会計繰入金、補正額31万5,000円の追加でございます。一般職の職員の給与
費等につきまして一般会計からの繰入金を財源としておりますことから、給与費等の増額に伴い一
般会計繰入金の職員給与費等繰入金を増額したいとするものでございます。

歳入合計で31万5,000円の追加となったところです。

以上を申し上げまして議案第13号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしくお願
いします。

○議長 建設部次長。

○建設部次長 ただいま上程されました議案第14号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計
補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、議案第12号、平成29年度一般会計補正予算（第6号）で説明が
ありました提案理由と同様で、平成29年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職
の職員の給与月額の改定等について増額補正したいとするものであります。

1ページをお開きください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ15万6,000円を追加し、
予算の総額を7億7,119万2,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところございま
す。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきた
いと思います。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ペー

ジ、9ページをお開き願います。1款1項1目市営住宅管理費、補正額15万6,000円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給料月額の変更に伴い、本年4月からの給料及び本年12月の勤勉手当の増額等を行いたいとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目住宅使用料15万6,000円の増額でございますが、補正に必要な財源を住宅使用料現年度分で調整したいとするものでございます。

以上、議案第14号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第15号 平成29年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第12号で説明がありました提案理由と同様平成29年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額の変更に等について追加補正をしたいとするものであります。

1ページをごらんください。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出の総額にそれぞれ80万2,000円を追加し、保険事業勘定の予算の総額を40億311万円とするものです。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

続いて、補正の内容については事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、補正額19万9,000円の増、1款2項1目賦課徴収費、補正額11万円の増、3款1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費、補正額21万1,000円の増、3款2項1目包括的支援事業費・任意事業費、補正額28万2,000円の増額につきましては、いずれも本年4月からの給料及び本年12月の勤勉手当の増額等を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で80万2,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。2款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）5万2,000円の増、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）10万9,000円の増、3款道支出金、2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2万6,000円の増、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）5万4,000円の増、4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業交付金5万9,000円の増、6款繰入金1項1目一般会計繰入金38万9,000円の増、8ページ、9ページをお開きください。7款繰越金、1項1目繰越金11万3,000円の増額につきましては、それぞれ歳出の増額に伴う負担割合等に応じた増額によるものでございます。

歳入合計で80万2,000円の増額となったところでございます。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 ただいま上程されました議案第16号 平成29年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、議案第12号、平成29年度一般会計補正予算（第6号）で説明がありました提案理由と同様で、平成29年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与月額改定等について増額補正したいとするものでございます。

それでは、1ページをお開きください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ6万円を追加し、予算の総額を4,538万8,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでござい

ます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございまして、お目通しいただきたいと思

います。

続きまして、補正の内容について事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目土地区画整理事業費、補正額6万円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正でござい

ます。一般職の職員の給与月額の改定等に伴い、本年4月からの給料及び本年12月の勤勉手当の増額等を行いたいとするものでござい

ます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1

款1項1目他会計繰入金6万円の増額でござい

ますが、一般会計からの繰入金でござい

ます。

以上、議案第16号 平成29年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願

い

いたします。

引き続きまして、議案第17号について説明させていただきたいと思

います。ただいま上程され

ました議案第17号 平成29年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申

し

上げ

ます。

今回の補正は、平成29年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与等について増額補正をしたいとするものでござい

ます。

1ページをお開きください。第1条は、総則でござい

ます。

第2条は、当初予算第9条で定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費であり

ます職員給与費2,403万5,000円を2,418万6,000円に改めるものでござい

ます。

補正の内容につきましては補正予算明細書によりご説明申し上げますので、5ページをお開き

くだ

さい。1款1項5目総係費で15万1,000円の増額補正を行い、執行残が見込まれる6目業務費について同額の減額補正を行うものでござい

ます。これにより収益的支出の款項は、当初予算と同額となるものでござい

ます。

以上、簡単でござい

ますが、平成29年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願

い

いたします。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第18号 平成29年度滝川市病院事業会計補

正予算（第１号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第１２号、一般会計補正予算（第６号）で説明がありました提案理由と同様で、病院事業会計に属する職員の月額給料等の改定等を行うための補正でございます。

第１条は、総則です。

第２条では、平成２９年度滝川市病院事業会計予算第３条の表に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。収益的収入ですが、第１款病院事業収益を５６万９、０００円増額し、補正後７０億７、５５５万円に、第３項高等看護学院収益を５６万９、０００円増額し、補正後９、９７３万６、０００円とするものです。収益的支出ですが、第１款病院事業費用を２、５７８万１、０００円増額し、補正後７０億７、８９９万１、０００円に、第１項医業費用を２、５２１万２、０００円増額し、補正後６７億８、２９６万１、０００円に、第３項高等看護学院費用を５６万９、０００円増額し、補正後９、９７３万６、０００円とするものです。

第３条は、予算第８条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正したいとするものです。（１）、職員給与費を２、５７８万１、０００円増額し、補正後３９億２、２５９万５、０００円とするものです。

２ページから７ページまでは、補正予算実施計画、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表ですので、お目通し願います。

８ページをお開きください。収益的収入及び支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項については先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。

支出から説明させていただきます。第１款第１項医業費用、１目給与費では２、５２１万２、０００円の増額で、補正後３８億３、４４５万７、０００円とするものです。内訳といたしましては、給料で３０４万３、０００円を、手当で１、３７６万７、０００円を、賞与引当金繰入額で４５４万６、０００円を、法定福利費で３１０万１、０００円を、法定福利費引当金繰入額で７５万５、０００円をそれぞれ増額補正したいとするものです。

第１款第３項高等看護学院費用、１目給与費では５６万９、０００円の増額で、補正後８、８１３万８、０００円とするものです。内訳といたしましては、給料で２万５、０００円、手当で３２万８、０００円を、賞与引当金繰入額で１２万２、０００円を、法定福利費で７万１、０００円を、法定福利費引当金繰入額で２万３、０００円をそれぞれ増額補正したいとするものです。

収入ですが、第１款第３項高等看護学院収益、１目学院収益で補正額５６万９、０００円の増額で、補正後９、９７３万６、０００円とするものです。支出で申しあげました学院給与費の増額に伴い、一般会計負担金を５６万９、０００円増額補正したいとするものです。

以上、議案第１８号 平成２９年度滝川市病院事業会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第１９号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、平成２９年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、

一般職の職員の給料月額の改定等の改正を行うこととするものでございます。人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定につきましては、今特別国会での法案成立を受けたところでございますが、本市におきましても従来までの国公準拠の考えを基本に国家公務員の給与改定に準じた改正を行いたいとするものであります。なお、本件につきましては、既に市職員労働組合と合意に至っているところでございます。

議案第19号参考資料の新旧対照表1ページをごらんください。最初に、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係についてでございます。第36条第1項第1号及び第2号ですが、勤勉手当の支給額について国公準拠とするため、再任用職員以外の職員については0.10月分、再任用職員については0.05月分を引き上げたいとするものであります。

附則第11項ですが、勤勉手当の支給額の引き上げに伴い、附則第8項の規定に伴う勤勉手当の支給額から減ずる額について所要の改正を行うものであります。

次に、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第2条関係でございます。1ページから3ページにかけての第33条から第35条までにつきましては、附則第8項の削除等に伴う文言整理のための改正を行うものであります。

3ページ、第36条第1項第1号及び第2号ですが、第1条関係で説明いたしました勤勉手当の支給額の引き上げ分について6月及び12月に均等に割り振る改正を行うものであります。

続いて、第2項ですが、附則第8項の削除に伴う文言整理のための改正を行うものであります。3ページから7ページにかけての附則第8項から附則第11項につきましては、55歳を超える職員のうち行政職給料表1等の6級以上に該当する者の給料月額等を1.5パーセント減額して支給することとする措置の廃止に伴う条文の削除をするための改正を行うものであります。

最後に、7ページ中段にあります附則についてでございますが、第1項で、この条例は、公布の日から施行するものとし、ただし第2条並びに附則第5項及び第6項の規定につきましては、平成30年4月1日から施行するものであります。

第2項ですが、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用するものであります。

第3項ですが、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなすものであります。

8ページ、第5項及び第6項につきましては、附則第8項の削除に伴い改正を行うものであります。

9ページから25ページまでは、各給料表の新旧対照表でございます。お目通し願いたいと思います。今回の給与改定の概要であります。国公準拠とし、医療職給料表1の医師を除き、初任給で1,000円、若年層で同程度、その他で400円を基本とした給料月額の引き上げを行うとともに、医療職給料表1の医師については、それらの改定状況を踏まえて一律給料月額の引き上げを行いたいとするものであります。全職員をベースとした平均改定率は0.22パーセントとなります。

末尾の議案参考資料についてもお目通し願います。

以上、議案第19号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたしたいと思います。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、一括上程議案について大きく4点について伺います。

まず、1点目、この一括議案の全体にわたってということで伺います。人勧は4年連続の増額改定ですが、昨年度の影響総額は約5,300万円、昨年の第5回臨時会で答弁をいただいております。本年度は4,500万円とのご説明です。4年間の総額についてお伺いいたします。

2点目は、このような人勧の増額改定に伴って、普通交付税の基準財政需要額の増額というのは27、28、29年度と最初の増額から3回の普通交付税を受け取っているわけですが、この中に人勧に合わせた増額というものは組み込まれているのか伺います。

大きな2点目は、人事院勧告は民間給与等を参考にする内容になっております。滝川市は、人事委員会がないので、これらについては調べてはいないと1年前は答弁をされました。しかし、公務員給与が4年連続で上がる中、民間給与全体としてどうなっているのかということについてはよく把握しておく必要があるのではないかというふうに思いますが、道内での民間賃金との関係はどのようになっているのか、どう把握されているのか伺います。

大きな3点目では、増額改定の一方で市の一般職の正規職員は減っているということで、28年度は3年前に比べて18名の減ということの答弁を受けております。昨年度との人数比較についてお伺いいたします。昨年度と今年度です。

最後4点目ですが、病院事業会計についてですが、5ページの給与、手当増減明細でこの増減が示されておりますが、約2,500万円の増ということです。市立病院の経営計画では、約6億円の借入金を減らしていくという計画なのですが、このように毎年度2,000万円以上ふえていくと、人件費が。そもそもこれは織り込み済みなのかどうかということで、経営計画の中で人件費の増減についてはどのように計画されているのか伺います。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、1点目のご質疑でございますが、全会計としてお答えをさせていただきたいと思いますが、4年間の総額で約1億8,000万円でございます。

2点目の交付税の基準財政需要額の関係でございますが、地方交付税を算定するに当たりまして単位費用の中に含まれております人件費の算出の基礎となる職員給与統一単価積算基礎及び職種別給与費単価積算内訳には、人事院勧告は制度上反映されているとは思われますが、実際の市町村の普通交付税の算出に当たってはその積算内訳からそれぞれの費目に振り分けられた職員数と人件費をもとに単位費用が決められていることから、直接的な増額分が直接反映されているとは考えられないということでご理解をいただきたいというふうに思います。

2点目の民間給与との関係でございますが、滝川につきましては議員がおっしゃられたとおり人事委員会がないことから、市として独自の調査は実施しておりませんが、提案理由の中でも申し上げましたが、国公準拠を基本とした考え方として、この地域で勤務に当たられておられる国家公務員等との均衡を原則として進めているところでございます。

なお、北海道の状況につきましては、本年北海道人事委員会においても国の人事院勧告の内容に準じての勧告になっているということを申し添えておきたいというふうに思います。

3点目の職員数の関係でございますが、前年と比較してという部分でございますが、人数比較としては10名減ということでございます。

以上です。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 経営計画上の人件費の増減はどうなっているのかということなのですが、経営計画上におきましては平成29年度、30年度の人件費につきましては計画作成時に見込まれていた医療スタッフの増員も含め積算しております。また、31年度以降につきましても一応毎年3,000万円程度の給与改定費を見込んでおります。あと、病院機能につきましては、計画では現行の機能をずっと維持していくということを前提にしておりますので、例えば看護師の職員数は平成28年と同数とするですとか、あと離職者と新採用の給与差で人件費の増減があるだとか、そういうところは一応見込んで積算しております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 1点だけ再質をさせていただきますが、日本共産党は公務員給与の増額が民間給与の増額の引き金になると、あるいは基本になるということで、全て賛成をしてみいました。しかし、一方で民間給与については地域差が大変大きく、北海道の実態はどうなっているのだと。道内の公務員は給与が上がっているけれども、道内の民間給与はそれに連動していないということがあれば、やはりそういったことに対する配慮もしなければならないのかなというふうに思います。そういう点で毎回これについては把握していないと。ただいまの答弁では、把握しているかないかも答弁せずに、道内の国家公務員と同列だなどという私が聞いてもいないことを答弁される始末で、そもそも民間給与の実態について把握しようという感覚があるのかどうか、それだけお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 まず、人事院勧告自体そもそも民間給与との較差に基づいて給与が改定されるというのが基本でございます。現在人事院のほうでは、企業規模が50人以上の民間企業約1万2,400事業所、従業員でいくと約53万人の方を一応基本として民間と公務員との給与較差をもとに人事院勧告がなされているということをまず1点ご理解をいただきたいと思います。

なお、これについても単に比較ということではなくて、役職段階あるいは勤務地域、学歴、年齢等それぞれラスパイレース比較みたいな形で人事院は行っているということを背景の中で、滝川市としては把握しておりませんが、全国の各地域の事業所を対象として民間との比較をしているということをまずご理解をいただきたいと思いますし、提案理由の中で1点、附則第8項のときにご説明申し上げましたけれども、22年の人事院勧告において民間との給与較差の中で55歳を超える職員に対する給料が1.5パーセント減額という形がこれまでずっと23年から続いてきております。これが30年3月31日で一応廃止という形で今回提案をさせている部分もございますので、必ずしもプラス部分だけの人勧を準拠しているわけではなく、マイナスとなった部分についても人事院

の勧告を準拠させていただいていると。これも組合との協定の中で進めさせていただいているということで、プラス・マイナス全てにおいて人事院勧告については準拠しているということをご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号から第19号までの8件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から第19号までの8件はいずれも可決されました。

◎日程第4 報告第4号 専決処分について(損害賠償額の決定)

○議 長 日程第4、報告第4号 専決処分について(損害賠償額の決定)を議題といたします。

説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 報告第4号 専決処分について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、建物損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。事故発生日時は平成29年11月14日午後2時40分ころ、岩見沢市9条西8丁目7番1号、相手方につきましては記載のとおりでございます。損害賠償額は5万7,240円で、市が加入する全国市有物件災害共済会等の自動車損害共済保険が適用され、全額補填となる予定でございます。事故原因につきましては、産業振興用務により岩見沢市へ出張中、同市内の相手方店舗の敷地内に公用車両を駐車しようとした際、当該店舗入り口付近の柱に当該公用車両の右後方部が接触し、損害を与えたものでございます。専決処分年月日は、平成29年12月4日でございます。

以上、報告とさせていただきます。

なお、今回の建物損傷事故につきましては、相手方にご迷惑をかけ、心からおわび申し上げますとともに、市民の皆様に深くおわび申し上げます。今後におきましては、交通安全について注意喚起をより一層促すとともに、安全運転の徹底に努めてまいります。まことに申しわけございませんでした。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第2号 監査報告について

報告第3号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第5、報告第2号 監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第2号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は株式会社アニメ滝川であり、監査の範囲は第16期、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで及び第17期、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業に係る出納その他の事務であります。

監査の期間、監査の目的及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善検討が必要と思われる事項といたしまして、契約関係で2社以上の見積もり合わせが実施されておらず、契約締結伺にも1社随契の理由が記載されていないこと及び請書において業務内容の別紙が添付されていないことがあり、これらについては適切な事務処理をされるよう団体に対する講評において指導いたしました。

なお、監査意見といたしまして、栄町3―3地区再開発事業については平成26年6月滝川市中心市街地活性化協議会から事業計画作成を委託されたため、アニメ滝川において業務に再委託し、平成27年3月に提出された業務報告書に基づき、建設した建物、医療介護棟、金融機関棟の販売事業者を確保した後に事業を開始する代行型再開発事業を平成27年度から着手し、医療介護棟が平成29年度、金融機関棟が平成30年度に完成予定となっています。平成27年度においては、旧高林デパート、工藤ビル及び旧名店ビルの建物及び土地を取得したほか、基本設計、実施設計が完了し、平成28年度においては旧高林デパート、工藤ビルの解体工事にあわせて医療介護棟の建設工事に着手したほか、医療介護棟完成後に事業者を引き渡す売却契約を締結したところであります。また、平成29年度以降は、旧名店ビルの解体工事のほか、金融機関棟の建設工事が予定されています。収支の状況については、前述のとおり2期連続して1,000万円を超える赤字となったところでありますが、栄町3―3地区再開発事業の委託料、工事費等の支払いが先行し、売却代金の入金がおくれることとなることから、平成30年度末には解消する見込みであります。今後

においては、現在継続中の栄町３－３地区再開発事業を確実に実行するよう望むほか、滝川市及び滝川商工会議所との連携を密にして、事業の目的である商店街などの商業の振興策を推し進められるとともに、中心市街地活性化に向けた一層の取り組みを期待しています。

以上で報告第２号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第３号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づき、平成２９年７月から９月分の例月現金出納検査を行いましたので、同条第３項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善検討が必要と思われる事項につきましては、支払い事務における請求の委任の取り扱いについて講評においてその処理方を指導、助言したほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第３号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第２号及び第３号の２件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第６ 意見書案第１号 ２９年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める要望意見書

○議 長 日程第６、意見書案第１号 ２９年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める要望意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。柴田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案１件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第１号 ２９年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第１３条第２項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第１３条第２項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。こ

れに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は可決されました。

◎日程第7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第7、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第4回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議長 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 それでは、第4回定例会閉会に当たりまして議長にお許しをいただきまして、一言お礼のご挨拶を申し上げる次第でございます。

12月12日に招集されました本定例会、本日までの9日間、議員各位におかれましては上程されました議案につきまして精力的にご審議賜り、いずれも可としてご認定いただきましたことに感謝を申し上げる次第でございます。また、市政運営に対しまして一般質問を通じさまざまなご意見を賜りましたことにも御礼申し上げるところでございます。

本年もあとわずかでございます。例年にない異常な大雪でございまして、市民生活への影響等、また除雪費等について非常に不安があるわけでございます。しかしながら、本年1年間議員各位に大変お世話になりましたことを改めて心からの御礼と感謝を申し上げる次第でございます。来年は、明治となって150年、松浦武四郎が北海道命名150年、滝川市は市制施行60周年という節目の年となるわけでもございます。なお一層議員各位からのご指導をいただきながら、明るい、そしてすばらしい滝川市の市政運営に努めていく所存でございますので、来年が皆様にとって明るい年に、そして市民の皆様にとって、滝川市にとって明るい年になりますことをご祈念申し上げ、定例

会閉会に当たってのご挨拶とします。

大変ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長 長 第4回定例会の閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本年も定例会、臨時会におきまして議員の皆様方には精力的なご審議、そしてご議論をいただき、また市長を初めとする理事者の皆様方には懇切丁寧なご対応をいただきましたことに対しまして、心より感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。また、本日も大変大雪の悪天候の中傍聴いただきました市民の皆様方にも厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。財政健全化の期間中ではございますけれども、この1年ご審議をいただきましたことが新年度の予算編成にぜひ反映されますことをご期待をさせていただくところでございます。

本年も残りわずかとなりました。皆様方には、ご自愛の上、よい年を迎えられますことを心よりご祈念を申し上げまして、私からの閉会に当たりましての皆様への御礼のご挨拶とさせていただきます。

本年1年もお世話になり、大変ありがとうございました。

◎閉会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

よって、滝川市議会会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

◎閉会宣告

○議長 長 これにて平成29年第4回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時10分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員